

官費回送

然るに同三十九年八月鹿兒島鹽務局管内の産鹽を官費を以て宮崎地方に回送したるを嚆矢とし、同年十月撫養鹽務局管内に倉岡を生じ官費を以て函館に回送したる等ありし後、鹽の主産地は一定の區域に限られ且製鹽期も一定せるを以て最盛期には産地に倉岡を生じ、一方遠隔せる地方にありては供給の不足を告ぐる等のことありしより、明治四十年度に於て全國樞要の地に貯藏庫を設置し官費を以て臨時主産地より主要消費地に豫め回送し彼是需給に支障なからしめられたり

右の如く官費回送を開きしより鹽商人は之に關して反對運動を爲すに至る。殊に東京鹽問屋組合員を始め直江津商業會議所及土崎鹽商人等より營業上の打撃に對する相當救濟方を出願したり。之が要旨は政府の賣下價格は一般需要者と問屋業者との間に適當の差額を設けらるゝか又は市場價格を標準として相當高價に定められたしと云ふにありし。然れども當時政府直賣の趣旨は固より鹽商人と競争し、其の營業を妨げんとするにあらず、商人の販賣價格の適當ならざるか、或は供給上に不圓滿等を認むる場合に消費者の不便不利を除かんとするに過ぎずとて之を繼續實施せらる。

官費回送
に對する
明政府の
聲明

專賣廢止
大阪期成
同盟會

明治三十九年十一月七日大阪商業會議所に於て鹽專賣廢止期成同盟會を開き廢止運動の烽火を擧げたり

明治四十一年二月十州地方鹽販賣業者を代表せる在東京運動委員より飛檄せる其文に曰く

鹽回送直
營に對す
る檄文

今回提出せられたる鹽專賣法改正案の内容を查察するに吾々當業者に對し多大の痛苦を感じる點數多有るを認む。然れども其内忍ぶべきは忍び唯左記三項のみ其筋へ改廢修正方請願致候に付御参考旁々貴覽に供候間御贊助の上御盡瘁あらんことを渴望すと即ち三項は左の如し。

一、政府の回送鹽に限り回送費用の約二割を政府に負擔し賣下げらるゝとの御内定は何卒廢止あらんことを希望す。若し能はずんば吾々販賣業者の輸送にも同様補助の特典を與へられんことを切望す。猶前陳の方法許容相成難き場合は右負擔補助に該當する金額を政府が賣下げらるゝ鹽の原價に割當て低減せらるゝに於ては全國一般の消費者をして政府の恩惠特典に浴せしむることを得ん。

二、政府の鹽回送方法に就ては從來の慣例に基き各收納所管轄内の運送業者に命

せられたきこと。

三、新に増設せらるべき販賣所は全部廢止せられんことを切望す。若し能はざれば御内定七ヶ所の内日向の延岡、飛彈の高山の二ヶ所は止むを得ず承服せん
 明治四十一年七月より全國樞要の地に鹽販賣官署を設置して請求回送を廢止し常に官費を以て鹽を回送し、其回送費の一部は政府之を負擔して以て鹽價を低減することゝせられ且從來に於ける自由販賣の制を廢して政府の指定したる元賣捌人及小賣人に限り鹽の販賣を取扱はしめ元賣捌人に對しては一般定價の五分引を以て賣下げ政府の定めたる制限價格以内にて販賣せしむることゝし、從來の販賣業者中、資産、信用あるものより賣捌人を指定することゝせられたり。

於之鹽元賣捌人從來の鹽問屋の主なるものは一層の努力を拂ひ、大に販路の擴張を謀るや其取扱數量は反つて増大するに至れり。且元賣捌人は常に收納場より直ちに新らしき鹽を引取り買入るゝに反し、一旦官庫に格納せられたる鹽は入味次第に減少し包装は苦汁の浸出等によりて日々汚染し更に買受くるものなく、貯藏鹽は倍々増加するのみ。茲に於て政府は官費を以て之れを需用地に回送し販賣

官費回送
と取扱人

官費回送
費の補給

政府回送
費負擔歩
合

官署をして之れを賣捌かしむる方法を設け回送費は各産地に於て競争入札に附し需用地に轉送したるも其の結果は單に貯藏庫を變更したるに過ぎざりき。

政府はこの不成績に鑑み明治四十二年に至り鹽價を低下し、一般需用者に便利を與ふる目的の下に政府自ら鹽を回送せるものに對しては回送費の一部を補給するも、民間回送は其恩恵に浴する能はざるに至り、必然の結果として價格に於て政府の販賣價格と非常の相違を生じ結局其の業を廢棄するの餘儀なきに至れり。

即ち明治四十一年七月改正の販賣制度に於て其の第五項に

回送費用ノ政府負擔歩合ハ大体左ノ標準ニヨリタルコト

明治四十一年度	一割
同 四十二年度	一割五分
同 四十三年度	三割
同 四十四年度	六割
大正元年度	七割五分
同 二年度	七割五分

とあり。當時民間鹽販賣業者如何に線船に長けたりとも右の如く政府に於て回送費の補助を負擔するにせば到底之に對抗する能はざるは明かにして、最初一割に於て之を凌ぎ一割五分に於て猶之れに堪へたり。三割に至りては商略盡き資力も亦續かず、哀れ鹽販賣業者は逐年其の商戦に疲弊して所謂彈丸盡き刀劍折れて空しく討死の境界に遭遇したるものなり。

思ふて茲に至れば同じく失業するに於ては、煙草專賣當時の如く一戦にして軍門に降り生を全うし、却て終身扶持を得たるを羨むに至れり。降る所は俱に同一なり。而して幸、不幸夫れ斯の如く差あり。怨嗟の聲なからんと欲するも得んや於之、明治四十一年八月十五日東京鹽問屋組合より鹽專賣法廢止請願書を提出し、更に同月二十一日再び之を請願せり。

明治四十二年六月政府は鹽の産額に豊凶あり。時に過不足を免れざるを以て豊作に際し相當の數量を貯藏し凶歉に備ふるは供給の圓滿を期する安全策なるを以て、當時少くとも消費量の一割は之れを貯藏するものとして準備せらる。同七月政府は又鹽販賣所在地以外に於て必要なる場合に對しては、回送鹽引渡

平時貯藏
鹽のこと

回送鹽引
置場所設

場所を設け回送引渡をなし、逆送を避け以て鹽價の引下げを圖らる。

明治四十三年二月中十州地方に於ける鹽元賣捌人代表者九名出局陳情する處によれば、鹽の官費回送制度は十州地方に於ける管外鹽元賣捌人に打撃を與へたること尠なからず、然るに若來年度に於て更に政府の回送費負擔歩合増加せらるゝときは、益々營業の範圍を縮小せられ、到底廢業の外なかるべきを以て、政府は民間回送鹽に對しても官費回送鹽と同じく其の回送費の一部を補助せらるゝか、然らざれば轉業補償金を下附せられたしといふに歸着せり。其の結果、當局は會社組織經營等につき政府の指定する條件を具備するに於ては、隨意契約により之れを指定するも妨げなしとて左に列記せる條件を指示せらる。

官費回送
に關する
陳情

右に關す
る政府の
指定

- 一、會社は各專賣支局毎に一個を組織すること、
- 二、所謂産地の問屋管外元賣捌人と稱するものゝ全員を網羅すること、
- 三、既往及現在の鹽運送請負人及請負人有資格者の全員を網羅すること、
- 四、船主と連絡充分なること、
- 五、運轉資本の潤澤なること

六、會社の幹部たるべきものは資産信用あるは素より鹽の回送に付經驗を有するものたるべきこと。

七、各會社の組織等に付ては可成一途に出で彼是相違なきを要するが故に、其の定款草案は此際代表者等に於て作成し本局の承認を受くること。且會社組織の進行等に付ては可成所轄專賣支局長に協議すること。

八、契約は一ヶ年限りとして締結すること。

十州鹽元賣捌人代表者は右に對し、異議なきことを答申し、政府は會社成立を俟つて請負はしむることゝせらる。

今之れが經過を叙述せんに官費回送を行はれしより以來、その回送費の補助額を増加し其の過半を支出せらるゝに至りて縣外移出元賣捌人は全く致命的打撃を蒙り所謂父祖傳來の生業を失ふに至れるを以て松永鹽商社主事石井紋次郎、糸崎町首尾木靖夫兩名は其他と相謀り吾人の此の瀕死の窮狀に陥れるは畢竟政府に於て回送鹽に對し官費の補助ある結果なれば、失業者に對し須らく政府は其の損害賠償の責を負ふ義務ありとし、附近の同志を糾合し、進んで讃岐に及ぼし坂出町

小松忠八、樋口權之助、大西龜吉、須崎利吉郎等と會見協商したるに何れも賛同せしを以て、四十三年一月八日同業者大會を高松可祝樓に開き委員を設けて政府及貴衆兩議院に請願書を提出せしも容易にその目的を達するに至らざりし。

一日、景山甚右衛門、麥田宰三郎、橋本久太郎の三代議士濱口長官と會見し、親しく右の窮狀を訴へしに長官は情に於て氣の毒なるも目下の處適當の方法を見出し得ざるを遺憾とすと云はれたり。時に景山代議士曰く、今や官費回送として競争入札に附されつゝある取扱法を改正せられ、一定の手數料を給し彼等失業者に取扱はしめば其の幾分を救済することを得ん、と。此案は直ちに長官の意に適合し賛意を表され且曰く、目下尾道の豊田維徳等十州の鹽業者を以て會社を設立し、回送を一手に請負はんと請願しつゝあるも、製鹽業者を以て回送に當らしむるは理想に反す。回送を本業とする鹽商人の之れに當るは正に然るべき所なりとて、遂に隨意契約を許されたる所以なり、於之上京委員等は前項の指示に従ひ各關係者に左の通知を發したり。

政府と協定の要項

今般上京委員たる各自に於て其の筋に交渉を重ねたる結果十州産鹽地各支局管内に於ける鹽元賣捌人中縣外輸出販賣を營業としたるもの及び該管内回漕業者にして從來専ら官鹽回送上經驗を有する者とを以て運送株式會社を設立するに付其の設立に對し其筋の意を體し且つ遵守すべき條項左の如し。

一、會社を組織すべき地區

十州産鹽地專賣支局地たる左の六ヶ所とす

一、赤穂支局地

二、撫養支局地

三、味野支局地

四、尾道支局地

五、坂出支局地

六、三田尻支局地

二、會社の目的

專賣局官費回送鹽の回送請負を主とし、其他海陸運送全般の業務を經營するものとす。

三、會社を組織するものゝ資格

六支局管内現に鹽元賣捌人にして縣外輸出販賣を業としたるもの及び該管内回送業者にして支局所在地に店舗を設け從來官鹽回送上に經驗を有する者に限る。

四、各會社の資本金

營業上必要な程度、即ち資本金三萬圓乃至十萬圓とす。

五、支店出張所

必要に應じ管内各要部に支店、出張所又は代理店を設置すべし。

六、各會社聯合組合

六會社の統一を期するため聯合組合を組織し、時々必要の問題に關し各會社毎に代理人一名を選び以て妥協決定するものとす。

聯合會事務所を………に設置し聯合組合長を置き六會社の利害關係に

付協議決定の權を有せしむ。

七、會社の役員

各會社の役員中社長若くは專務取締役は其地支局長の承認を受け就任するものとする。

八、明治四十三年上半期の請負に就ては現に政府と契約を締結し居るものに對して各自其請負箇所に限り官費回送見積書を提出契約を爲さしむると雖、新會社設立と同時に其請負の全部を無條件にて讓渡するものとする。尙新會社設立に關しては各支局長の援助を乞ふものとする。

右は政府當局御指示の要領を列記せしものに付各自其趣旨を遵守履行するの誠意を表し爰に各記名調印するもの也、と。

明治四十三年二月二十一日、右政府の趣旨を體し會社を設立するに當り關係者等は速に進んで具体的規約を設け互に協調を圖れり。

其の規約如左

元賣捌人
申合規人
約等

專賣六支局管内鹽元賣捌人及回漕業者聯合申合規約書

今回吾々鹽元賣捌人及回漕業者相提携共同シテ官鹽ノ官費回送ヲ請負フニ當リ不取敢四十三年上半期ハ四十二年下半年期請負契約者ニ指名サレ隨意契約ヲナスコトニ政府ト協定整ヒ政府ノ趣旨ヲ體シ不日各支局管内ニ於テ一會社ヲ設立シ右隨意契約官費回送請負事業ヲ全部讓渡引繼ク事ヲ各自誠意ヲ以テ約諾セリ依テ右ニ對シ吾々ノ遵守行動スヘキ要項ヲ左ニ規定ス

一、專賣局ト契約スヘキ官費回送賃率算定及其他ノ方法順序ハ總テ吾々一同審議協定シ同一步調ヲ執リ毫モ一同ノ意思ニ反シ專斷ノ處置ヲナサ、ルコトヲ誓フ

一、未來ニ成立スル運送會社ノ發起人總代及六會社統一ノ爲メ組織スヘキ聯合組合員タルヘキモノ、總代ヲ兼ネタルモノヲ六支局管内ニ於テ一名若クハ二名ヲ撰定シ左ノ任務ヲ囑託スルモノトス

一、官費回送請負ニ關スル件
一、會社創立ニ關スル件

一、回送業者ト元賣捌人トノ合同上及株式分割配當ノ協定ニ關スル件
 一、政府ニ對スル交渉請願ニ關スル件

一、各支局内ニ於テ一會社ツ、設立スルニ付テハ其會社ノ株式分割配當方法中各支局管内毎ニ元賣捌人ト回漕業者ト妥協シ其配分額ヲ決定スヘシ又元賣捌人ノ株式分配ニ於テハ其取扱數量ノ多少ニ依リ按分比例ヲ以テ分配スルモノトス。然ルニ若シ元賣捌人又ハ回漕業者中之ニ應セズ紛議ヲ生シタル場合ハ前項總代中一二名出張シ調和ヲ試ムヘシ、猶之ニ應セサルトキハ其ノ理由曲直ニ依リ專賣支局又ハ本局ニ具陳シ決裁ヲ乞フヘシ。

一、前項會社設立ト同時ニ六會社ヲ統一スルヲメ聯合組合ヲ組織シ斯業ニ關スル要件ヲ審議決定シ、各會社ハ其ノ決議指揮ニ從フモノトス。組合ハ組合長一名ヲ推薦シ各會社ヨリ一名宛組合員ヲ出シ都合七名ヲ以テ組合會ヲ開キ熟議決定スルモノトス

一、四十三年度官費回送請負契約ヲ各自ニ指名シ契約スルト雖モ、會社成立迄ノ代理行爲ノモノニシテ若シ年度代リ迄ニ會社設立ノ運ヒニ至ラサルト

キハ請負名義人ニ於テ誠意誠心之カ業務ヲ實行シ、其ノ事業ノ利害得失ハ總テ未來ニ成立スル會社ノ負擔タルコトヲ認諾ス

一、上京中ノ費用ハ各縣ニ於テ分割負擔シ未來ニ生スル會社ノ創立費用ニ組入ル、モノトス

一、會社設立期限ヲ本年三月二十五日迄トス
 明治四十三年二月二十一日

右規約に基き設立したる新會社名並に設立登記及請負承繼年月如左

六會社
設立と請
負承繼年
月日

同	明治四十三年五月十七日設立 六月十一日承繼	赤穂 鹽回送株式會社	資本金五萬圓
同	同	坂出 鹽回送株式會社	資本金拾萬圓
同	同	撫養 鹽回送株式會社	資本金五萬圓
同	同	尾道 鹽回送株式會社	資本金五萬圓
同	同	三田尻 鹽回送株式會社	資本金五萬圓
同	同	味野 鹽回送株式會社	資本金五萬圓

第二章 六回送株式會社設立

六回送株式會社

第二編第三章に於て述べたるが如く、十州各地に散在せる鹽田には夫々所屬の問屋、鹽販賣者、回送業者等その數多く之れに依りて生計を營み來りしが、專賣實施に伴ひ右問屋、販賣業者、回送業者は自然失業を免れず。一朝にして祖先累代の營業を失はんか、僻陬の地に於ける同業者は所謂途方に暮れ、甚しきに至りては家資分散の慘狀を見んこと明かなり。於是同業者は之を政府に訴へ、速に救済の方法を設け、同業者を塗炭の苦境より免れしめられんことを哀願せり。(第三編第一章參照)。時の政府は之を諒とせられ右失業者の集團を作り、會社を組織し鹽の回送を營むべきことを命せらる。素より失業者救済、補償の恩恵に基けるものなれば、該事業會社に對し隨意契約を特許せられたるものなり。失業したる同業者は茲に政府の趣旨を體し、指示せらるゝ處に遵ひ會社を組織することとなり、爾來當事者は營々業に當りて鹽回送の圓滿を謀り、敢て政府の恩恵に背かざらん

ことを是れ方め、遂に大正八年六會社を合同して『日本食鹽回送株式會社』を創立する迄持續せり。今六會社の成立及其の經過の概要を述べれば如左

一、三田尻鹽回送株式會社

三田尻鹽回送株式會社

當會社は山口縣下鹽販賣業者及び鹽回送入を網羅し設立せるものにして、明治四十三年九月二十三日の創立に係り、同十月二十五日より請負を繼續し營業したり。當時會社設立の議起るや十州其の步調を一にし統一を圖り、和親共同、相頼り相扶くるを旨とせるが故に、定款の作成に於ても大要其の軌を一にせり。今當會社の定款を左に記録す。

三田尻鹽回送株式會社定款(明治四十三年八月一日)

第一章 總 則

第一條 當會社ハ三田尻鹽回送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ本店ヲ山口縣佐波郡中關村第四百六十三番屋敷ニ設置ス

但必要ニ應シ各地ニ出張所又ハ代理店ヲ設ク

第三條 當會社ノ目的ハ左ノ如シ

專賣局官費回送鹽ノ回送請負ヲ主トシ其他海陸運送全般ノ業務ヲ經營ス
ルモノトス

第四條 當會社ハ株式組織トシ資本金ヲ五萬圓トス

第五條 當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿二十ケ年トス

第六條 當會社ノ廣告ハ裁判所ノ商業登記ヲ掲載スル新聞一種トス

第二章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ一株ヲ金五十圓トシ總株數ヲ一千株ニ分チ株券ハ記
名式トシ一株十株券ノ二種トス

第八條 當會社株式名義書換等ノ請求ハ當會社ノ定メタル株式取扱手續ニ據
ルヘシ

第九條 當會社株券ノ紛失ニ依リ再渡ヲ請求スルモノアルトキハ其株券ノ無

効ナル旨ヲ廣告シ三十日ヲ經過シタル後新株券ヲ交付ス

但公告ノ費用ハ請求者ノ前拂トス

第十條 當會社ノ株主ハ印鑑ニ住所氏名及生年月日ヲ記載シ當會社へ届出ツ
ヘシ

但之ヲ變更シタル場合モ亦同シ

第十一條 當會社カ株主ニ對シテ爲スヘキ通知若クハ催告ハ凡テ届出ノ住所
ニ向ツテナスモノトス

第十二條 當會社ハ定時總會前三十日ヲ超エサル期間及開會中株券名義書換
ヲ停止ス

第三章

第十三條 當會社株金第一回拂込ノ金額ハ一株ニ付金十二圓五十錢トス第二
回以後ノ拂込金額、期間、場所等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 當會社ノ株主株金拂込ヲ怠リタルトキハ其拂込期日ノ翌日ヨリ金
百圓ニ付日歩四錢ノ割ニテ延滯利息ヲ徵シ尙延滯ヨリ生シタル諸費用ヲ

賠償セシム

第四章 役員

第十五條 當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

一、取締役三名以上七名、二、監査役二名以上三名トシ取締役ノ互選ヲ以テ社長及專務取締役各一名ヲ置ク

但シ當會社ノ役員ハ會社ト同種ノ營業ヲ爲スヲ妨ケサルモノトス

第十六條 當會社ノ取締役ハ株式十五株以上ヲ所有スル株主中ヨリ監査役ハ

十株以上所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉シ專賣局長官ノ許可ヲ經テ之ヲ決定ス

第十七條 當會社ノ取締役ハ任期中其所有ノ株式十五株ヲ監査役ニ供託スルモノトス

但シ任期中退任スルモ其期決算報告カ株主總會ノ承諾ヲ經タル後ニアラサレハ之カ返還ヲ請求スルヲ得サルモノトス

第十八條 當會社ノ取締役ノ任期ハ滿三ケ年監査役ノ任期ハ滿一ケ年トス

但滿期再選スルコトヲ妨ケス

第十九條 社長及專務取締役ハ會社ヲ代表シ定款及取締役會ノ決議ヲ執行シ

一般ノ事務ヲ統理ス

第二十條 當會社ノ取締役監査役ニ缺員ヲ生スルモ法定ノ人員ヲ缺カス且當務者ニ於テ業務ニ差支ナシト認ムルトキハ選舉ヲ猶豫スルコトヲ得

第五章 株主總會

第二十一條 定時總會ハ毎年五月十一月ノ二回之ヲ開ク

第二十二條 株主總會ノ議長ハ社長又ハ專務取締役之ニ任ス社長又ハ專務取締役事故アルトキハ餘ノ取締役之ニ任ス

第二十三條 定時總會ニ於テハ總株主ノ五分ノ一臨時總會ニ於テハ其ノ三分ノ一以上ニ當ル株主出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

第二十四條 株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可
否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

前項株主ノ議決權ハ十株迄ヲ十個トシ十一株以上十株ヲ増ス毎ニ一個ト

ス

第二十五條 株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フコトヲ得

但代理人ハ當會社ノ役員ニアラサル株主ニ限ル

第二十六條 株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ議事録ニ記載シ議長監査役及

出席株主中二名署名捺印シ出席名簿ト共ニ當會社ニ保存ス

第六章 計 算

第二十七條 當會社ノ營業期ハ毎年二回定時總會ノ前月末日ニ終ル

第二十八條 當會社總收入金ヨリ諸稅及ヒ營業一切ノ經費ヲ引去リタル殘額

ヲ以テ純益金トシ之ヲ左ノ各項ノ順序ニ從ヒ分配ス

一、法定積立金 百分ノ五

一、別途積立金 百分ノ五以上

一、賞 與 金 百分ノ十以内

殘餘ヲ以テ株主配當金及後期繰越金ニ充ツ

第七章 雜 則

第二十九條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費ハ金、_、、_、圓以内トス

第三十條 本定款ハ專賣局長官ノ許可ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變更スルコ

トヲ得ス

第三十一條 本定款ニ定メナキ條項ハ商法ノ規定ニ據ル

明治四十三年九月二十三日會社創立に際し選舉せられたる重役左の如し。

取締役社長 山根壯太 專務取締役 道中雄三 取締役 田中順吉

佃慶太郎 林 永太 藤井徳左衛門 三奈木喜太郎

監査役 神田友二 荒牧治三郎 神保徳造

當時株主の總數六十三名にして其内譯左の如し。

縣外鹽販賣業者 四十六名

回送店 十七名

之より先、專賣法實施當時に於ては鹽の回送は專賣局に於て競争入札に附し帆船、汽船別に回送請負人を決定せられたるなり。當地方は比較的回送業者少く、

爲めに他より來りて此任に當りしものあり。従つて當會社設立に際しては是等關係者にして希望により株主となれるは當然なりし。加入回送業者左の如し。

合資會社三田尻製鹽賣捌所

尾道藝備航運組 下松食鹽合資會社

兵庫縣 吉田平三郎 司波尙太郎

山口縣 神保德造 藤井徳左衛門

當會社の鹽回送數量は素より各年度之を異にすと雖も今大正七年度の取扱數量を、汽船、帆船、汽車別に記すれば如左

輸送別	取扱數量
汽船	五五、三七〇、九六〇 _斤
帆船	四五、五七四、五六〇
汽車	一七、六六五、八〇〇
合計	一一八、六一一、三二〇

二、坂出鹽回送株式會社

當會社は明治四十三年六月十七日の創立にして香川縣坂出町に設置、同八月二十七日請負を繼承し營業を始めたり。株主は香川縣下縣外鹽販賣業者並に回送業者の外、坂出地方專賣局の管轄に屬する愛媛縣の同業者を包含せり。三田尻の部に於て述べたるが如く、六會社同一歩調を辿ることゝなれるため、之が定款等も其の形式相同じく資本金十萬圓株式二千株なることを異にするのみ。依つて定款は之を略して記さず。

第一期に於て重役として選舉せられたるもの如左。

專務取締役 龜井專助 小松忠八

取締役 大西龜吉 井田榮造 須崎利吉郎 津島惣平 森崎爲雄

監査役 野間信熙 入江常七

創立當時に於ける株主數は二十四名にして其内譯如左。

縣外鹽販賣業者 二十一名 回送業者 三名

右の内他地方より坂出に來り專賣法實施前より鹽の回送に従事し、會社創立に際し希望によりて株主となれるものあり。

當會社に於ける大正七年度の取扱數量如左。

輸送別	取扱數量
汽船	一〇七、六四〇、二四〇 _斤
帆船	七四、二一八、八二〇
汽車	三、四二四、六〇〇
合計	一八五、二八三、六六〇

尾道鹽回送株式會社

三、尾道鹽回送株式會社

當會社は尾道市土堂町に於て明治四十三年九月十三日の創業にして、請負を繼承し開業したるは同十月一日なり。資本金五萬圓定款の形式は三田尻に大要相等しければ略之

創業當時の重役は如左。

- 專務取締役 兒玉喜三 常務取締役 石井紋次郎 首尾木靖夫
- 取締役 頼鷹二郎 深見寅之助
- 監査役 中井真一 尾越丑松

大正七年度に於て當會社の取扱數量は如左。

輸送別	取扱數量
汽船	約 四五、〇〇〇、〇〇〇 _斤
帆船	約 一〇、〇〇〇、〇〇〇
汽車	約 四五、〇〇〇、〇〇〇
計	約 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

當時の株主は二十七名にして内譯左の如し。

- 縣外鹽販賣業者 二四名 回漕業者 三名

四、赤穂鹽回送株式會社

明治四十三年五月十七日の設立にして、同六月十一日請負承繼をなして開業せり。兵庫縣赤穂町に在り。資本金五萬圓、株式其他定款等は三田尻と大同にして創立の際の重役は左の如し。

常務取締役 司波尙太郎

取締役 小川直太郎 井田榮造 入江常七 梶原養三平 神澤松次郎

監査役 中塚梨一 龜田精一

大正七年度に於て會社の取扱ひし數量を汽船、帆船、汽車別に記すれば如左。

輸送別	取扱數量
汽船	二二、七一〇、五〇〇 _斤
帆船	一三、〇七一、九〇〇
汽車	二一、三四六、四三〇
計	五七、一二八、八三〇

當時株主の總數四十五名にして其内譯左の如し。
縣外鹽販賣業者 四十三名 回漕業者 二名

五、味野鹽回送株式會社

明治四十四年一月二十一日岡山縣味野町に創立せしものにして、同二月一日より請負を承繼し開業したり。株主は主として岡山縣下關係者なれども、他より加入せるものもあり、資本金五萬圓にして株數一千株なりし。

定款は坂出の部に述べたるが如くなれば略之、第一期當選重役は如左。

專務取締役 西原陣三郎

取締役 伊原虎吉 小松忠八

監査役 長尾太津次 高尾周三郎

當會社は六會社中最も遅く開業したるを以て第一期は僅々二ヶ月なりしかば、創立費其他多額の經費を要したるため缺損に終りしも、次期より相當の純益を得

概して良好の成績を挙げたり。

當時の株主數は十五名にして、其内譯左の如し。

縣外鹽販賣業者 十二名

鹽回送業者 三名

當會社大正七年度取扱數量如左。

輸送別	取扱數量
汽船	一六、〇三七、八〇〇 _斤
帆船	一二、一八三、五二〇
汽車	一四、二三〇、四〇〇
合計	四二、四五一、七二〇

六、撫養鹽回送株式會社

撫養鹽回送株式會社

明治四十三年七月十五日德島縣撫養町に於て設立し、同八月三日より請負を承

繼して開業せり。定款は三田尻の部と大同小異、資本金五萬圓なり。

當初の重役如左。

專務取締役 田淵清一郎

取締役 天羽兵太郎 山西庄五郎

監査役 平野伊之太 千葉伊三郎

大正七年度に於ける取扱數量を表示すること如左。

輸送別	取扱數量
汽船	一三、〇七九、四〇〇 _斤
帆船	三九、六九一、四〇〇
汽車	—
計	五二、七七〇、八〇〇

當初の株主數は十一名にして其内譯左の如し。

縣外鹽販賣業者 九名

回送業者 二名

第三章 十州鹽回送株式會社聯合組合

既に説けるが如く政府は鹽管外販賣業者並に管内回送業者の失業を救濟する趣旨を以て此等關係者をして合資的食鹽回送會社を設立せしめ且特別の保護を加へらるゝ事となり十州中鹽務局六所在地に於て各一會社を設立する事となりたり。於之、各會社は誠意を以て食鹽の圓滿なる回送を圖るべく努力し、奉公の實を擧げんことを是れ致せしも、六會社の所在は十州六縣に點在せるを以て、脈絡相通じ難く從つて互に接衝往來に便ならず、時に或は事業の統一を缺ぎ繰業に遲延を來し以て官命に副はざるが如き場合なきを保すべからず、これ各會社が聯合組合を組織し其の統一を圖り以て保護的恩命に副はんことを期したる所以なり、其の規約左の如し。

十州鹽回送株式會社聯合組合規約

- 第一條 本組合ハ十州鹽回送株式會社聯合組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ十州鹽產地專賣支局地タル赤穂、撫養、味野、尾道、三田尻、坂出ノ六支局管内ニ於ケル現ニ官費回送ヲ命セラレ居ル回送業者ヲ以テ之ヲ組織シ組合ノ統一ヲ圖リ和親共同、彼我相助ケ斯業ニ關スル諸件ヲ調査審議シ同一步調ヲ執リ各自ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本組合事務所ヲ香川縣綾歌郡坂出町千九百五十六番地ニ設置ス
- 第四條 本組合ノ整理及目的ヲ達スルタメ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名

幹事 一名

評議員 六名

但組合長及幹事ハ組合員ニ於テ組合員タル會社ノ重役中若クハ株主中ヨリ投票ヲ以テ之ヲ選舉ス。評議員ハ一會社毎ニ一名トシ別ニ選舉ヲ行ハ

ス各會社ヨリ隨意一名出席スルモノトス

第五條 組合長ハ組合一切ノ事務ヲ管掌統理シ本組合ヲ代表スルモノトス

但組合長差支アルトキハ幹事又ハ評議員中ヨリ一名代務ヲナスヘシ。

幹事及評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ヘ且自己ノ希望意見ヲ具陳シ組合會ノ開催ヲ請求スルコトヲ得ルハ勿論重要ノ件ニ就テハ組合長ヲ補佐シ共ニ東奔西馳本組合ノ目的ヲ貫徹スルニ盡瘁スルモノトス

第六條 組合會社中其會社ノ重役間又ハ會社ト株主間ニ於ケル意見ヲ異ニシ又其他ノ事故ニ依リ紛議葛藤ヲ生シタルトキ及其所爲行動ニシテ組合一同ノ不便不利ヲ醸スカ如キ憂アルトキハ其關係以外ノ組合員全部又ハ一部出張シ和解調停ニ盡力シ解決ヲナスモノトス

第七條 組合長及幹事ノ任期ハ一ケ年トス
但滿期再選ヲ妨ケス

第八條 會議ハ左ノ二種トス

一、通常總會

一、臨時總會

通常總會ハ毎年春秋二回之ヲ開キ臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ナリト認メタルトキ又ハ幹事評議員ヨリ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第九條 通常、臨時總會共各組合會社ヨリ評議員ノ外一名出席スルコトヲ得
第十條 本組合ノ經費並ニ臨時費豫備トシテ組合員ヨリ其取扱ヒニ係ル毎月回送鹽ノ斤量ヲ基礎標準トシテ明治四十三年八月分ヨリ百斤ニ付三毛宛ノ割合ヲ以テ必要ニ應シ徵集スルコトトス。其徵集方法ハ通常總會臨時總會又ハ評議員會ニ於テ評定シ之ヲ徵集スルニ付組合員ハ聯合組合事務所ヨリ通知次第遲滞ナク釀出スルモノトス其際事務所ヨリ領收書ヲ交付スヘシ

但本條釀出ニシテ費用ニ不足ヲ生スルトキハ何時タリトモ評議員會ヲ開キ必要ニ應スル金額ヲ徵集スルモノトス

第十二條 組合員ヨリノ釀出金ハ組合長ニ於テ毎月必要ノ費額ヲ控除シ殘金ハ評議員ノ同意ヲ得タル方法ニ依リ保管スルモノトス

第十三條 出張旅費ハ左ノ標準トス

(略之)

第十四條 臨時支出ニ就テハ臨時會ヲ開クカ又ハ組合員一同へ照會シ其同意ヲ得テ支出スルモノトス

第十五條 組合長ハ通常總會毎ニ其期間ニ於ケル收支決算書其他ノ書類ヲ總會へ提出説明シ一同ノ承認ヲ得ルモノトス

第十六條 通常總會ニ於テ以後醸出金ノ必要ヲ認メサル場合ハ之ヲ中止シ又ハ既往蓄積セル豫備金ニシテ之ヲ豫備貯蓄スルノ必要ナシト認メタル場合ハ各自ノ醸出金額ニ按分シ割戻スモノトス

第十七條 組合事務所ニ於ケル常任書記ハ組合長之ヲ任免ス

第十八條 本組合ハ春秋二期ノ通常總會ニハ六支局長ノ臨席ヲ乞フモノトス

第十九條 本規約ニ違反スル組合員アリタル時ハ評議員會ヲ開キ其ノ輕重ニ

ヨリ臨機制裁ヲ加フルモノトス

第二十條 本規約ハ組合員總會ノ決議ニ依リ變更修正スルモノトス

右條項確守履行ヲ證スル爲メ各自記名調印候也

明治四十三年八月一日

香川縣坂出町千五百三十六番戸

坂出鹽回送株式會社 專務取締役 龜井 專助

山口縣佐波郡中關村第四百六十三番屋敷

三田尻鹽回送株式會社 專務取締役 道中 雄三

尾道市土堂町四百十二番屋敷

尾道鹽回送株式會社 專務取締役 兒玉 喜三

兵庫縣赤穂郡赤穂町加里屋八百四番地

赤穂鹽回送株式會社 專務取締役 司波尙太郎

德島縣板野郡撫養町大字林崎七十八番地

撫養鹽回送株式會社 專務取締役 田淵清一郎

岡山縣兒島郡味野町三千二百八十四番地

味野鹽回送株式會社 專務取締役 西原陣三郎

右聯合組合會の成立するや坂出町大西龜吉第一期組合長に選舉せられ、幹事には同町樋口權之助當選共に就任せり。然るに大西組合長は都合を以て大正二年二月十二日辭職せるに付組合一同誠意留任を懇請せしも遂に其意を翻すに至らざりしは組合の爲頗る遺憾とする所也。於之臨時總會を開き後任組合長の人選を行ひ候補者として左記三名を推薦したり。

原 友己 岩 佐一郎 深見寅之助

幸にして原友己就任の快諾あり、爾來引續き大正八年六會社合同の曉まで樋口幹事と共に終始一貫努力盡瘁せり。

第四章 議會請願

議會へ請願

明治四十四年十二月十日岡山市に於て十州鹽元賣捌人大會を開き、十州鹽元賣捌人中主として縣外輸出販賣を經營する賣捌人は專賣局に於て官費回送を實施せ

られ、爲めに自然失業せるに付之が補償救済を政府及貴衆兩院に陳情することゝなり左の委員上京す。

但委員中病氣其他の事故に依り不斷滞在し難きを以て之に關する一切の事務を佃、板井兩委員に委嘱したれば兩委員は事務所を東京日本橋區本石町二丁目伏見屋旅館(大内重兵衛方)に設け翌年三月二十五日迄滞在盡力したり。

山口縣 佃 慶太郎 廣島縣 豊田 維徳
岡山縣 西原陣三郎 兵庫縣 不 參

香川縣 大西 龜吉 德島縣 板井 宗藏
愛媛縣 須崎 利吉 千葉芳太郎
森崎 爲雄

右陳情の主旨とする處は政府は曩に煙草に關する失業者には九百十萬圓の補償金を支出し葉萁仲買人にすら二百萬圓を支給せり。鹽業に關する失業者にも煙草と同様に之を補償救済せられ、少くとも金八百萬圓を支給せられたしと云ふにありし、然るに濱口長官は現下政府の財政漸く五十萬圓の餘融あるのみ。今に於て奈何とも致し難しと答へられたり。

委員は尙ほ進んで鹽關係營業者に對し合同鹽回送株式會社を營ましめ、隨意の契約を以て御用命を蒙れるは誠に恩典なるが如きも、是れ全く自資を以て低利配當をなし得る會社を設けしまでにて、政府より相當の補償金を支出せられ依て以て相當生活費を得しむるにあらず、恩典果して何處にあるか、只回送に經驗あるものを集めて會社を組織せしめ政府之を利用するに過ぎず。況や他日斯業に對する反對者の出現するが如きことありては爲めに會社の基礎に龜裂を生ずることなきを保せず。斯る場合に再び立つ能はざるが如き危殆に遭遇するやも難計とて之を迫りしも、遂に要領を得ずして止みたり。

茲に於て明治四十五年二月二十六日兵庫縣代表梶原養三平外十七名、岡山縣代表西原陣三郎外十四名、廣島縣代表食鹽商會外一名、山口縣代表佃慶太郎外十四名、徳島縣代表田淵清一郎外十二名、香川縣代表須崎利吉郎外十四名、愛媛縣代表八木雄之助外五名連署を以て内閣總理大臣西園寺公望、大藏大臣山本達雄、貴族院議長徳川家達、衆議院議長大岡育造、專賣局長官濱口雄幸の五閣下に宛て夫々左記請願書を提出せり。

但し此時に於ける紹介議員は

- | | | | |
|-----|------|-------|-------|
| 壩 | 正一 | 鎌田勝太郎 | 八田徳三郎 |
| 貴族院 | 土居通博 | 美馬儀一郎 | |
| | 三土忠造 | 橋本久太郎 | 井上角五郎 |
| 衆議院 | 福井三郎 | 改野耕造 | 河野郁太郎 |

謹テ一書ヲ裁シ、閣下ニ請願仕候某等夙ニ祖先ノ遺業ヲ繼承シ多年食鹽ヲ自縣外へ輸出販賣スルヲ以テ專業トシ家計ヲ營ミ罷在候處曩ニ鹽專賣法ヲ實施セラレ茲ニ營業狀態全ク頓挫一變シ單ニ仲次業同様ノ姿トナリ辛ウシテ營業ヲ繼續致シ居ル次第ニ候。然ル處明治三十九年九月回送賣渡規則ヲ定メラレ全國樞要ノ地ニ販賣所ヲ設置シ政府ヨリ直接需要地ノ商人ニ賣渡サレ、更ニ四十年七月官費回送規則ヲ制定シ政府ノ回送鹽ニ對シテハ回送費ノ幾分ヲ控除割引シテ賣渡スコトヲ開始セラレ引續キ政府ハ累年回送費ノ補助割引ヲ増加賣渡サル、ナ以テ、吾人生産地輸出販賣業者ハ多年既得ノ營業商權ヲ全然褫奪サル、ニ至リ遂ニ累代ノ生業ヲ失ヒ家資倒産ノ慘狀ヲ呈セリ。加之從來賣買ノ慣習トシ

テ各地取引先ニ對シ多額ノ現品貸付又ハ賣掛代金アルモ此等取引先ハ官費回送
鹽ヲ買取ルニ至リシカハ此貸付金ハ容易ニ回收セラレス其損害亦僅少ニアラサ
ルナリ。政府カ官費回送鹽ニ對シ回送費ノ補助割引ヲ劇増販賣セルハ漸次鹽價
ノ均一ヲ企圖シ消費者ニ安價ナル鹽ヲ供給スルノ主旨タルハ論ヲ俟タス從テ該
法カ政府ノ事業トシテ好適ノ美譽ナリト雖モ吾人祖先傳來ノ業ヲ奪テ更ニ考慮
ヲ垂レラル、所ナキハ聖世ノ仁政ニ合スル所以ニアラサルヘシ抑々國家財政上
之カ收入ノ爲メ或ハ公益上止ムヲ得スシテ民業ヲ奪フ場合ニアリテハ相當ノ補
償ヲ當該業者ニ附與シ濟民ノ實ヲ舉クルヲ以テ爲政ノ本義ナルヘシト思考ス。
之レ實例ニ徵シテ歷然タリ。即チ曩キニ煙草專賣法ノ實施ニ際シテハ其失業ヲ
補償シ猶又鹽田整理ニ際シテハ製造人ニ對シ製造權ヲ奪フノ補償トシテ相當ノ
交付金ヲ下附セラレタリト雖モ本來該製造人タルヤ地主トノ短期契約ニシテ從
來年々歲々代謝交代シツ、アリ。斯ル短期製造者ニ對シテモ政府ハ之ニ補償救
濟ノ典ヲ垂ル。其保護至レリ盡セリト云フヘシ。然ルニ吾々祖先傳來ノ鹽販賣
業者カ永久的ナル繼續營業ヲ奪フニ際シテハ何等ノ補償ナク些ノ救濟ノ典ヲ與

ヘラル、コトナシ。之ヲ其ノ經歷ノ事實ニ徵シ沿革ノ事歴ニ稽フルモ痛苦ノ輕
重實ニ同日ノ論ニアラサルナリ。前述ノ如ク政府ハ獨リ吾々鹽販賣業者ノ失業全
減ニ對シ何等ノ顧慮セラル、處ナキハ其爲政ノ精神ニ就キテ窃ニ疑ナキ能ハス
今 某等輸出販賣業者ノ境遇タルヤ正シク法律ノ結果ニヨリ營業ヲ奪ハレ全然
失業ノ悲惨ニ遭遇セルモノニシテ其ノ窮地ノ狀眞ニ言フニ忍ヒサルモノアリ冀
クハ政府ニ於テ吾々困憊ノ情狀ヲ憫察セラレ轉業資本トシテ相當補償金ノ下附
アラノコト惻願ノ至リニ堪エス。仰キ願クハ聰明ナル閣下幸ニ吾々ノ苦衷御賢
察ヲ給ハリ速ニ願意御採納ノ御詮議被爲在度敢テ尊嚴ヲ冒瀆シ連署ヲ以テ奉請
願候 頓首敬白

右請願書に左の理由書十三ヶ條を添付し例を挙げ證を引きて其の理由を説明した
り。

理由書

- 一、政府ハ明治三十八年六月鹽務局ヲ新設シ鹽專賣法ヲ實施セラレタリ
- 二、專賣法實施セラレタルモ從前ノ鹽商人カ鹽務局ヨリ鹽ノ買受ケ及ヒ販賣上

ニ付テハ別ニ變リタルコトナシ

三、政府ハ明治三十九年九月鹽回送賣渡規則ヲ設ケ全國樞要ノ地ニ販賣所ヲ設置シテ同年十月一日ヨリ一回四千斤以上ノ買受人ニ對シテハ政府直接販賣ヲ開始ス

四、政府ハ明治四十一年六月鹽元賣捌人ヲ指定シテ鹽ノ賣買ヲ許可シ指定人以外ノ者ニハ鹽ノ取扱ヲ禁止ス

但鹽元賣捌人ハ從來ノ鹽販賣業者ニシテ三ヶ年以上所得稅ヲ納メタルモノニ限ラレタリ

鹽元賣捌人ハ專賣局ノ規定ニ依リ鹽買受帳及鹽賣渡帳ヲ設ケテ賣買毎ニ其帳簿ニ數量代金及賣渡先キヲ明瞭ニ記載シ專賣官吏ノ検査ヲ受クルコト、ナリ併セテ元賣捌人ノ販賣區域ヲ制定シテ販路ヲ縮少セラレタリ

五、政府ハ四十一年度ヨリ回送鹽賣渡價格ヨリ其ノ回送費ノ一割ヲ割引シテ販賣セリ

六、政府ハ四十二年度ヨリ回送費ノ割引ヲ平均一割三分ニ増シ販賣スルコトニ

改正シタリ

七、製產地元賣捌人ハ政府ニ於テ四十三年度ヨリ回送費ノ割引ヲ二割以上ニ改正セラル、内定アリト聞キ上京シテ回送費割引ハ一割ニ止メラレシコトヲ專賣局長官ニ懇願セリ

八、政府ハ前項ノ事情ヲ酌ミタルモノカ又ハ他ニ考フル處アリシカ製產地ヨリ全國樞要ノ地ニ設置シタル專賣局販賣所へ鹽ノ回送ヲ爲スニ當リ汽船又ハ帆船ノ雇入及ヒ積入手配ヨリ積届地ノ販賣所倉庫へ陸揚ケ方ヲ入札ニ附シテ請負セ居リタルモノヲ茲ニ改メテ製產地(七縣下ニテ六支局アリ)各支局管内ニ一ヶノ鹽回送株式會社ヲ設ケシメ回送鹽ノ取扱方ヲ指命シ鹽ノ回送ニ付テ種々ノ責任條件ヲ附シテ請負ハシムルコト、セリ

参考 專賣局ハ此會社ヲ組織セシメ回送鹽ノ取扱ヲ指名セシハ一面回送鹽ノ取扱店ヲ鞏固ニシ一面又元賣捌人ヲ幾分カ救濟セシ考ヘヨリ出テタルモノナラン、其當時元賣捌人ハ政府回送費割引ヲ一割引ニ止メラル、モノト認メ忍ヒテ民送ヲ爲シ專賣局長官ノ命令ヲ守リ回送會社ノ株主ト

ナリタルモノナリ

九、第七項ノ如ク政府ノ割引ヲ一割ニ止メラレシコトヲ懇願シ專賣局長官之ヲ承諾セラレタルニモ係ラス政府ハ其歳ニ回送費ノ三割一步ヲ割引シテ鹽ノ販賣ヲ實行セリ

十、四十四年度ニ於テハ更ニ回送費ノ五割七分ヲ割引シテ販賣スルニ至レリ。
十一、鹽元賣捌人ハ四十一年六月指定セラル、トキ營業期間ヲ四十三年六月マテ滿二ケ年間ト制限セラレ期限ニ至リテ更ニ二ケ年其儘繼續スルコトニ改メラレタルモ實ニ四十五年六月ハ又指定期限ナルカ果シテ繼續セラル、ヤ否ヤ懸念ニ堪エサルナリ。假リニ指定セラル、モ現今ノ如ク政府ニ於テ全國樞要ノ地ニ販賣所ヲ増設シ回送費五割七歩以上ノ割引販賣セラル、ニ於テハ民送鹽ノ販賣ハ政府ニ對抗スル餘地ナシ。又況ンヤ此上鹽田整理ノ結果四十五年ヨリ更ニ回送費ノ割引ヲ激増セラル、ノ御内定アリトイフニ於テナヤ

十二、各地ニ於ケル鹽回送株式會社二ケ年間ノ成績ヲ見ルニ資本金五萬圓ニシテ

此拂込金二萬圓ニ對スル利益配當金八年八朱乃至一割五分迄ナリ之ヲ平均シテ年一割一分五厘ノ配當率トナレリ。左スレハ一會社ノ一ケ年ノ配當總額ハ僅カニ二千三百圓ニ過キス然ルニ第八項ニ示シタル如ク少數ナル回漕店ニ於テ半數ヲ占メ居ルモノナレハ多數ノ元賣捌人ニ於テ受クル配當金ハ一千百五十圓ナリ。頃日普通會社ノ株式ヲ所有シテモ年一割一步五厘ノ配當ヲ受クルハ珍シカラス又一縣下多數ノ元賣捌人カ一千百五十圓ノ分配ヲ受クルモ逆モ之ヲ以テ失業ノ補償ト認ムルヲ得サル次第ナリ

十三、政府ハ曩キニ煙草專賣法ノ實施ニ際シテハ其ノ失業ヲ補償シ猶ホ亦鹽田整理ニ際シテハ製造人ニ對シ製造權ヲ奪フノ補償アリ依テ我々縣外鹽販賣業者ハ政府ノ爲メニ祖先傳來ノ永久的ノ營業ヲ奪ハル、モノナルヲ以テ此際相當ノ補償金下付アラシコトヲ請願スルモノナリ

以上ノ理由ヲ以テ茲ニ吾々同業者ハ失業補償請願書ヲ奉呈スル所以ナリ
一支局管内一ケ年間製鹽高及政府回送鹽ト元賣捌人取扱ノ内譯ノ一例ヲ示スト
キハ左ノ如シ

三田尻專賣支局管内(山口縣)

一、數量高 一億一千萬斤

普通一ケ年間ノ製鹽高

内 譯

七千五百七十萬六千斤

明治四十一年度 政府回送直接販賣高

三千四百二十九萬四千斤

同年度縣内縣外販賣 一般元賣捌人取扱高

七千七百七十六萬八千斤

明治四十二年度 政府回送直接販賣高

三千二百二十三萬二千斤

同年度縣内縣外販賣 一般元賣捌人取扱高

七千三百二十萬八千斤

明治四十三年度 政府回送直接販賣高

三千六百七十九萬二千斤

同年度縣内縣外販賣 一般元賣捌人取扱高

以上

備考 右製鹽高ハ全部元賣捌人ニ於テ取扱來リタルモノナルモ政府回送販賣以來三ケ年間ノ比例ヲ採リタルニ前記ノ割合トナレリ

失業ノ程度

前記内譯ノ政府回送鹽數量高ハ目前元賣捌人ノ失業ナル事ハ明カナルモ四十四年度ニ於テ五割七分以上ノ割引ヲ爲スニ至リ一層取扱高ヲ減シ現ニ有名無實ノ者多シ。然ルニ四十五年度ニ於テハ鹽田整理ノ結果此上割引増加セラル、ト聞ク、果シテ然ラハ到底失業ハ免ラレルモノナリ

政府回送鹽割引歩合表

實施年 度	平均割引歩合
四十一年度	一割
四十二年度	一割三分
四十三年度	三割一分
四十四年度	五割七分

備考 四十四年度ニ於テハ六割以上ノ個所モアリシカ平均シタル所ヲ示ス

如上述べ來りたるが如く鹽專賣法實施の鹽縣外販賣業者に響ける脅威は殆んど言語に絶し且官費回送の補助額順次激増するに至りて悲惨の狀亦其極に達したれば或は陳情となり、或は歎願となり、長期に亘れる紆餘曲折の結果當業者の至誠漸く天に達し大方の同情を喚起し貴衆兩院議員中之を贊助するものあるに至り、失業補償の願意達成の曙光を見たるは當業者の大に意を強うしたる處なりし。此の結果第二十八帝國議會の議に上り明治四十年五月十二日先づ請願委員第一分科會議に附せらるゝや時の紹介議員三土忠造氏は官鹽回送に於ける夥多の官費補助は不幸鹽縣外販賣業者の事業を奪取する結果となり從て當業者は逐日窮境に陥り最早失業を餘儀なくせられつゝある現状なれば政府は宜しく適當の方法を講じて嘗て煙草專賣法實施に際して恩典を垂れられたると同様に相當の補償を與へられたしと説きたりしが政府委員に於ては官費回送實施の結果民間縣外販賣業者の販賣範圍を縮少したるは事實なるも未だ縣内販賣を左右したるにあらざれば煙草の如く全然失業せしめしにあらず且一面政府は賣捌人の聯合より成る鹽回送株式會社を認め之に回送を請負はしめ聊か兼業の途を開かしたれば本請願は政府の同意し難き處なりと述べられたり。

於是紹介議員三土忠造氏、福井三郎氏、改野耕造氏、武滿義雄氏、橋本久太郎氏等は交々之に應答し、政府委員は鹽縣外販賣業者をして回送株式會社の設立を認め、官鹽回送を請負はしめ以て彼等に兼業の途を開かしたると説かるゝも、夫は各自資本を投じ少許の配當をなし得る會社を設けしめしに過ぎず之を以て失業補償の如く言はるゝは恐くは當を得たるものにあらざるべし且一部の縣内殘業あり縣外の事業を失ひたればとて之を失業と認むべからずと言はるゝが如きは餘り法律論に偏し民業保護の點より察すれば聊殘酷なりと謂はざるべからず、又從來永年の縣外取引は官費回送の爲め順次減少し今日に於ては既に其の大部を失ひ爲めに賣掛代金の回收困難を來し之が損害も亦尠少ならず、想ふて茲に至れば彼等縣外販賣業者の現状實に氣の毒にして更に日を經月を重ねるに從て悲惨甚しきを加へん。實に同情に堪はず、之を以て此際何等かの補償を與へて彼等をして轉業の資を得しめられんことを希望す。と頗る情を盡し理を解きて説明する處ありしも今少しく考慮を加ふることゝなり決議は之を次回に延期したるが後遂に採擇

に決したり。同月十八日請願委員會に上議せらるゝや委員武滿義雄氏より前回分科會に於て該請願は相當理由あるものと認め採決に決したる旨を報告せしが福井三郎氏、平島松尾氏等の間に一二質問應答ありたるのみにて多數を以て是亦之を採擇することに決したり。

越て同月二十三日衆議院本會議に上り滿場異議なく可決したり。

貴族院に提出したる請願は三月十九日の委員會に附議し紹介議員鎌田勝太郎氏の説明並に濱口長官の辯明ありたるも可否を決するに至らず宿題として保留せられたり。

願ふに已に述べたるが如く(第三編第二章)十州を通じて六回送株式會社の設立を見、其後等諸會社を合同して現日本食鹽回送株式會社となり、終始隨意契約を以て政府保護の下に専ら官鹽回送の任に當り聊他の染手を許さざるは全く議會に於ける結果の如く失業補償を受くべき情狀の下にありて存すと雖も亦政府の諒解と同情ありしにあらずんば奚ぞ爰に至らんや。

右會議の顛末を明かにするため之に關する帝國議會速記録を採萃し卷末に附録

として之を添付したり。

第五章 專賣法實施以後の回送

專賣法實施以後の回送

沿革

一、沿革

專賣法實施に伴へる鹽回送に付て其の沿革を記さん、法實施以前に於ける回送は素より鹽商人の自由なりしは勿論にして、法實施の曉にも政府自ら回送をなさず之を民間に委ねられたり。即ち明治三十八年五月十一日を以て大藏大臣は之に關する内訓を發せられしがその後、に於て右内訓に基ける方法は鹽の供給を圓滿ならしむる能はざるのみならず種々の弊害を生じ、爲めに需用者に不利を來すことあらんを慮り、賣買業者の販賣價格を制限するを得るの外、一面には産出少なき地方に對し之が供給を潤澤ならしめ同時に商人の仲介を俟たず政府之を回送し需給の圓滿と鹽價の不當暴騰とを豫防せらる。則政府直接に鹽の回送をなす方案

を立て明治三十九年九月十二日鹽回送賣渡規則並に該事務取扱手續を制定し、三十九年十月以來買受人の請求により買受人の費用を以て其希望する地に回送する途を開かれたるなり。(本編第一章参照)

抑々鹽の主産地は大凡一定し其製鹽期も亦一定せるを以て最盛製鹽季に於て製鹽の收納常に停滯を見るに反し遠隔の地方は之が供給不足を告ぐるが如き變調を來すを以て、政府は明治四十年度に於て隨時需給の調和を圖るべく官費を以て鹽の回送を開始したり。於之主産地に於ける鹽賣捌人及回送業者は直接に打撃を蒙り、爲めに營業上少なからず苦痛を覺わたるなり。

政府は同四十年七月五日鹽の産出少き地方に對し供給を潤澤ならしむると同時に主産地の收納を調和するため官費を以て鹽の回送販賣を爲さしむべく取扱方心得を規定し鹽を回送すべき鹽務局を左の如く定めたるも、其後時に當りて多少の異動ありたり。

赤穂鹽務局	函館、直江津、仙臺、土崎
味野鹽務局	函館、仙臺、土崎

尾道鹽務局	函館、小樽、直江津、土崎
三田尻鹽務局	函館、小樽、直江津、土崎、境
坂出鹽務局	函館、小樽、直江津
撫養鹽務局	函館、直江津、土崎、仙臺
熊本鹽務局	境

又政府は同四十一年度に入り七月より販賣制度の改正あり請求回送官費回送二者併行なりしを請求回送は之を廢し官費回送のみとし鹽の分配回送は總て本局に於て命令することゝしたるが同年五月に至り鹽の回送規定を定められたり。

同四十二年五月回送規定の改正あり、同六月一日より實施せらる。又同二日回送鹽引渡手續の制定あり同年七月一日より之を行ひしも其後復又改正を見たり。當時鹽運送請負書式(後明治四十五年四月改正)を定めらる。

右の如く政府は官費回送創始以來鹽供給の圓滿を圖ると同時に生産地の收納を調和するため鹽の取扱上に付回送先販賣官署又は藏置所或は引渡場所の設定をなす等不斷の注意と努力とを拂はれ數次の改正を見遂に鹽の分配回送は總て本局に

於て統一命令することゝなれる結果、茲に愈々圓滿の回送と潤澤なる供給とに遺憾なきに至れるは國家のため誠に喜ばしき次第なり。今現今に於ける鹽回送先を所屬地方局管轄別に示すときは如左。

東京地方局管内	東京、横濱、浦賀、野田、佐原、銚子、甲府
水戸	水戸、土浦、湊、平、久ノ濱
宇都宮	宇都宮、小山、黒磯
高崎	高崎、篠ノ井、熊谷、松本、辰野、新潟、長岡、直江津
郡山	郡山、福島、若松
仙臺	仙臺、鹽釜、宮古、一ノ關、盛岡、花巻、青森、八戸、渡ノ波、大館、山形、酒田、新庄、土崎、横手
函館	函館、小樽、旭川、釧路、野付牛、根室
名古屋	名古屋、岐阜、高山、萩原、船津、清水、濱松、四日市、鳥羽、彦根、豊橋
金澤	金澤、福井、敦賀、富山、伏木

大阪	大阪、堺、高田、和歌山、田邊、勝浦、舞鶴、和田山、神戸、網干
岡山	岡山、津山、高梁、米子、鳥取、境、濱田
廣島	廣島、三次、松山、宇和島、萩
徳島	甲浦、池田、高知、下田、須崎、安藝
福岡	福岡、門司、長崎、大分、佐賀、唐津、和田、高田、高家
熊本	熊本、久留米、島原、口ノ津、高千穂
鹿兒島	鹿兒島、阿久根、大島、福島、枕崎、宮崎、細島、那覇

回送方法

二、回送方法

鹽の需要は古來地方的慣習ありて自ら嗜好鹽の一定せるものあり。従て産地も亦一定せるを以て政府も茲に察する所あり、運賃の高低を參酌し發送元回送先の官署を定め、明治四十一年六月迄は此等の官署をして隨意に回送せしめしが、元

來斯の如きは時宜に順應し臨機の處置をなしたるものなれば、永久の對策にあらず。何となれば全國的鹽の回送は製鹽地の産額及等級、包装の關係並に需要地の希望等を適當に按配して之を行はざるべからざればなり。是を以て翌月に至り販賣制度の改正に伴ひ總て之を本局の命令に俟つことゝなれり。

發送元官署に於て運送請負人に運送命令を發したるときは何時にても鹽を引取らしむることを得るも請負人船舶備入上運賃の低廉なるものを得るため常に船繰、不能に藉口して引取遅延を來さんことを慮り明治四十二年十月鹽の引取は命令の日より五日以内と限定し、若遅延するときは其の日數に應じて懈怠金を徵收することゝせり。

又政府は回送鹽の海損を顧慮し、請負人をして賠償價格だけの保險に附せしめ政府は該保險料を回送費の一部に見積り之を支拂ふことゝしたり。之を以て假令不可抗力の損害に對しても之を辨償せしめしが、永き經驗と實蹟とによりて保險料を見積り回送請負額を引上げしむる程の損害なきを認め明治四十一年七月一切保險を附せざることゝせり。

三、運送契約

鹽の運送請負人は各發送元局所毎に又は便宜數出張所毎に直接國稅二十圓以上を納め、鹽の運送業又は販賣業に三ヶ年以上従事したるものより發送元局長之を指定し、別に期間を一定せず、運賃は回送の都度豫め提出せる見積書の金額を以て命せられ、其請負は明治四十年七月より前記有資格者に就て指名競争により之を定むることゝなれり。但し夏季冬季は事實上費用を異にするを以て、之を四月より九月までと、十月より三月までとの二期に區分し契約する事とせられたり。同四十一年七月以來、發送元には運送請負人、回送先には荷揚請負人を指定し、同四十二年六月運送請負人の資格を直接國稅二十圓以上を納め、運送業に三ヶ年以上従事し且引續き従事するものと改めらるゝと同時に、發送元よりの運送及着地に於ける荷揚卸倉入までを同一人に請負はしめ、其の契約は四月より十月及十一月より三月の二期に改めらる。其後更に同四十四年四月愈々毎年度毎の契約に改め、爾來之を繼續實施せらる。

四、移 入 輸 入 鹽

外國鹽の内地に入るものは之を輸入鹽と云ひ、臺灣鹽の如く領土地鹽を受入るれば之を移入鹽と稱す、管内地鹽の不足を補足するか或は又特別需要者ありて之が賣渡を請求するときは政府は取扱人を定めて之を取扱はしむるものなれば、其の移輸入の量も歳々増減あるを免れず。蓋内地鹽の平年産額は九億五六千萬斤なるに對し全國の需用高は專賣法實施數年間の平均を見るに約十億五六千萬斤を示せり。其差約一億斤は之を他より仰がざるべからず、之れ臺灣鹽、關東州鹽等の輸移入を要する所以なり。其後世界大戰に遭遇し、内地に於ける化學工業の勃發的興隆と、一般經濟界の好調とに際會し、鹽の需要は順次劇増したり。加之圖らずも大正七年稀なる鹽の凶作により不足額莫大の數量に達したれば、他より之を補はんこと益々多きを要し、更に青島鹽及歐米鹽の輸入を餘儀なくせり。實に内地需用數量は最近一ヶ年十五億斤に激増し内約七割は瀨戸内海沿岸に於て生産し此他約三割の不足補給は移輸入鹽の増額を以てせざるべからざるに至れり。

外國鹽の輸入には先以て需用者の請求ありたるとき、之が取扱人より請負價額を申出でしめ、價額にして相當と認むるときは政府は其都度命令を發して輸入せしめ。而して現品受入の上定められたる價額を支拂はしむ。又臺灣鹽の移入には豫め定めたる價額に於て移入せしめ、現品受入と同時に凡て之を取扱人に賣渡すこととし、政府の支拂ふべき買入代金と賣渡代金との差額を取扱人より徴收せらる。又化學工業用鹽に付ては直接本人に於て自己輸入の途をも開き廉價にして而も希望する需用鹽輸入の便を與へたり。此等輸入鹽の取扱人は大藏大臣之を定め其の命令と共に之を關係鹽務局に通知せられしが其後此等の手續は或は改定變更を見たりと雖、其の要領に於ては大同小異なり。

專賣法實施當時に於ては、臺灣鹽の移入取扱は之に經驗ある小栗富治郎を指定し、移入鹽の數量は既往の實蹟と内地鹽の現狀とを稽へ、八千萬斤以内と協定し移入地を神戸港に限定せられたり。明治三十八年度は内地同様産鹽不作の爲め豫定の移入を得ず僅かに四千百六十六萬餘斤に過ぎざりしも、同四十年には五千七百十八萬斤に達する等其間増減を見つゝ四十二年度に至り小栗取扱人の移入事

務を繼承したる東洋鹽業株式會社之が取扱人に指定せられ、同年度の移入實蹟は五千六十餘萬斤に達したり。四十三年度に至り内地鹽田整理の實行による結果、之が補足は臺灣鹽の外關東州鹽を以てせんことを計畫せらる。此年七月取扱人東洋鹽業株式會社は臺灣鹽業株式會社と改稱し、同年度の取扱數量は實に五千五百八十餘萬斤なりき。

四十五年度に於て移入地に四日市を加へ大正二年度には移入高一億斤に上り、販路の擴張及需用者の便宜を圖り新に新潟及境を移入港に追加せられたり。而して尙關東州鹽の輸入見込高に不足あらんことを見越し、大正二年末朝鮮天日製鹽五百萬斤の移入を取扱はしめられたり。

我租借地たる關東州には本邦人の鹽業を營む者あり。臺灣鹽と略々同質のものなるを以て是亦明治三十九年日本食鹽コークス株式會社の申請を容れ之が輸入取扱を許可したるが明治四十年度の輸入數量は二千萬斤以内と限定せらる

日本食鹽コークス株式會社は明治四十一年大日本鹽業株式會社と改稱し、次で同年四月中村健次郎及滿韓鹽業株式會社に關東州鹽若干の輸入を命令し、其取扱

人に指定し、四十二年又更に同取扱人に東洋製鹽株式會社を指定せられたるが、是等取扱人の同年度の輸入量は總計四千三百萬斤なり。此年六月輸入港に横濱、武豊を加へ、四十四年度に至り在關東州の製鹽業者村井市孝を取扱人に追加せり此時に於て鹽の受渡港は門司、神戸、武豊、四日市、函館、小樽、伏木、新潟を數ふるに至りて大正二年度の關東州鹽輸入高は六千四百萬斤なりき。

次に外國鹽取扱は明治三十八年にオット・ライメルス合名會社に獨逸鹽をセー
ル・フレザー株式會社に英、米鹽の輸入を命じ、明治三十八年の産鹽不作の結果英、米、獨鹽の外更に安南鹽、清國鹽の輸入を前記所屬の取扱人に命ぜり。輸入數量は内地鹽産額等の關係により年々増減を見たるも大正二年度に於ては歐米鹽二萬三千餘斤にして内英鹽二萬千四百斤、獨鹽一千五百餘斤なりき。

要之輸入鹽は政府の命令を受けたるものに限り取扱ふべきは專賣法第三條に明示する所にして、共に所謂取扱人指定主義を採られたり。而して之が回送は勿論總て汽船積なりとす。

五、 鹽の輸出及移出

政府は鹽の移入及輸入を以て内地鹽の不足を補ひ或は特別需用者の便利を圖りしが、他の一面に於て又他へ移出及び輸出をなさしめたり。之れ一に輸出貿易奨勵の趣旨に出づるものにして之等は特定の廉價を以て賣下げ又專賣収益率を加へて賣渡したる一般定價鹽を外國に輸出したるときは請求により交付金を下付することの特典を與へたるものなり。然れども左記の場合に於ては其の特典に浴することを得ず。

- 一、 賣下の日より六ヶ月以内之を輸出し外國に陸揚したることの證明を得ざる時、此の場合には特別定價と一般定價との差額に更に其一割に相當する金額を追徴せらる。
- 一、 輸出後六ヶ月以内に輸出並に外國に陸揚したることの證明を以て交付金を請求せざるときは之を交付せざること

右の趣旨に従ひ樺太、浦沙斯德等に漁業家用鹽として輸移出したるものあり就中坂出地方の如きは最も盛に輸移出をなしたりと云ふ。

第四編 日本食鹽回送株式會社

第一章 六會社の合同

日本食鹽
回送株式
會社

六會社の
合同

大正三年歐洲の戰亂は世界の財界を震撼し物價の騰貴は更に暴騰に變じ諸種の事業は日に活氣を呈し中にも海運界の盛況は未曾有の狀を示し運賃は漸次高騰せし結果請負契約による回送業者の困難は頗る甚しく、官鹽回送に従事する六會社の如きも亦甚しき打撃を受け回送の圓滑を缺き常に澁滯を來すこと數々なりし是れ豫め請負ひたる運賃を以てせる當業者としては既に堪ふべからざるに至りしなり。事實斯くの如くなれば政府もその窮狀を察せられ契約運賃を以て事に従はし

むることは不可能なりとし、遂に若干の割増金を下附せられ漸く茲に官命に背かざるを僥倖せり。斯る状態にして持續するに於ては到底從來の如き小資本を以て經營せる會社にては平素の困難は勿論、若し一朝責任負擔に販するが如き不時の失態を醸すことあらんか會社は直ちに破滅の運命に陥ること火を見るより明かなり。之れ會社として危険なるのみならず國家として國民必需の要品を回送せしむる責任上斯る微力の會社に一任するは甚だ穩當ならざるべし。爰に於て六會社を合同して打て一丸となし、資本金を増大して以て基礎を確立するは今日の急務なるを察し、石井紋次郎之を主唱し尾道鹽回送株式會社長兒玉喜三に諮る。直ちに氏の賛成あるや尾道會社の意見として更に十州聯合會に提議し、會社の合同は焦眉の急務なることを力説したり。坂出會社先づ之に共鳴し、他の四會社亦皆な賛同し茲に始めて合同の意見決定す。於之石井紋次郎立案の任に當り銳意事に従ふ案成るを告げ大正八年一月各會社役員岡山市に會同し、審議を重ね更に翌二月十三日繼續會を同所に催し慎重詮議の結果、協定事項を定め合同會社創立に付互に善意を以て圓滿の協定を遂げたり。其の協定書如左

會社設立ニ關スル大綱協定書

會社設立
協定書

今回吾々ハ茲ニ新ニ株式會社ヲ組織シ六會社所屬ノ事業ヲ承繼セントス。
抑六會社ハ十州鹽田ニ於ケル各濱所ノ製鹽販賣機關トシテ全國各地ニ鹽ノ供給ヲナシ來リタル鹽問屋カ鹽專賣法施行以後漸次營業ノ範圍ヲ縮少セラレ縣外輸出販賣ハ絶對ニ不可能トナリテ全ク其生業ヲ失フノ悲境ニ陥リタルダメ時ノ政府之レカ補償ノ意旨ヲ以テ官費回送鹽取扱ヲ命セラレ之カ作業ノ方法トシテ其ノ當時鹽ノ運送ニ從事セル回漕業者ト合議シ六會社設立ノ許可ヲ得爾來隨意請負契約ノ下ニ營業今日ニ至リタルモノニシテ此特典ハ實ニ六會社存立ノ生命ナリ。新會社ハ此特典ヲ承繼、事業ヲ經營シ以テ新時代ノ海陸運輸界ノ活動ニ策應シ敏速圓滿ニ回送ノ事ニ從ヒ一ハ以テ專賣法運用ノ精神ヲ尊重遵奉シ一ハ以テ前記ノ特典ヲ永久ニ維持スル所以ニ資セントス。而シテ六會社ハ此特典ヲ新會社ニ讓渡スルコトヲ承認シ左ノ各項ヲ協定契約ス

協定事項

第一條 新會社ノ商號

第二條 資本ノ總額ヲ金二百萬圓トス

一株ノ金額ヲ五十圓トシ記名式トス

第三條 第一回ノ拂込金額ハ五十萬圓トス

但シ一株ニ付十二圓五十錢トス

第四條 株式分配ノ方法

大正四、五、六ノ三ケ年ヲ平均シタル回送取扱事蹟數量ニ依リ按分
シテ分配スルモノトス

第五條 株式申込資格者ハ六會社ノ株主及従業員ニ限ル

但シ従業員ニ分ツモノハ各會社ニ於テ任意決定スルコト

第六條 本店及支店ノ所在地

本店ハ神戸市ニ支店ハ現在ノ六會社所在地ニ設置スルコト

第七條 營業ノ目的

一、專賣局官費回送鹽ノ取扱ヲ主トシ海陸全般ノ運送事業

二、時宜ニ依リ内外諸貨物ノ賣買又ハ委託賣買

但シ目的遂行ノ爲メ土地家屋並ニ船舶ヲ所有シ又ハ賃貸借ヲ爲
スコトヲ得

第八條 役員ノ數及配置

取締役 十六名以内

監査役 六名以内

此ノ配置左ノ如シ

赤穂	取締役	二名	監査役	一名
味野	同	二名	同	一名
尾道	同	二名	同	一名
三田尻	同	三名	同	一名
撫養	同	二名	同	一名

坂 出 同 三名 同 一名

右ノ外地區ニ拘ラス取締役二名以内ヲ選任スルコトヲ得

第九條 取締役ノ互選ヲ以テ會長一名、常務二名、支配人一名ヲ置クコトヲ得

第十條 支店長ハ各支店所在地ノ取締役中ノ一名ヲ選任ス

但シ都合ニ依リ取締役會ノ議決ヲ以テ役員外ヨリ選任スルコトヲ得

第十一條 役員ノ資格

取締役ハ株式三百株以上ヲ有スルモノ

監査役ハ株式一百株以上ヲ有スルモノ

取締役カ監査役ニ提供スヘキ株數ハ一百株トス

第十二條 會社ニ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

第十三條 會社カ營業經營ニ際シ從來ノ因襲習慣中存置ノ止ムヲ得サルモノハ

之ヲ尊重シ且左記事項ハ確認スルコト

一、汽船、帆船ノ契約操縦ハ會社ノ直營トナスコト

二、汽車回送取扱ニ就テハ從來ノ慣行ニ據ルモノトス

三、汽車、汽船、帆船ノ回送ニ關スル發送元、間接費ニ關スルモノ

ハ其支店所在地ニ於テ確實ナル下請負人ヲ選定シ、政府ヨリ交

付ノ間接費ヲ全部之レニ附與シ下請負人ヲシテ極力奮勵注意毫

モ御用ノ支障ナキ様責任ヲ擔ヒ盡瘁セシムルモノトス

四、前項下請負人ニ對シテハ政府ヨリ交付ノ積地間接費ノ全部附與

ノ外、積地手数料トシテ百斤當金二厘以下ヲ下請負人ニ交付ス

ルコト

五、三田尻支局管内向島及下松町ニ於テ政府カ移入鹽再製工場ニ於

テ製造セラレタル鹽ノ回送取扱ヲ命セラレタル場合ハ該積地間

接費ハ全部下請負人ニ交付スルコト

六、三田尻支局管内向島及下松町ニ於テ政府カ移入鹽再製工場ニ於

テ製造セラレタル鹽ノ回送ヲ當會社ニ於テ取扱ヲ爲シタル數量

ニ對シ百斤ニ付金一錢ヲ發起人道中雄三、佃慶太郎、荒牧治三

郎ニ交付ス

第十四條 會社設立營業開始ノ上ハ現在六會社カ專賣局ト鹽ノ回送請負ニ係ル一切ノ契約ヲ新會社ニ其儘讓渡ヲ受クルコト

第十五條 會社創立費ハ金五千圓以内トス

第十六條 會社設立發起人ハ左ノ通りトス

- 兵庫縣赤穂郡赤穂町 司波尙太郎
- 兵庫縣神戸市東出町一丁目一九一番邸 入江安太郎
- 兵庫縣印南郡大鹽村 山本卓爾
- 岡山縣兒島郡味野町 中山大二
- 同 町三二二二番邸 小橋賢郎
- 同 郡山田村後閑 伊原虎吉
- 廣島縣尾道市土堂町 兒玉喜三
- 同 縣沼隈郡本郷村三二九番地 石井紋次郎
- 同 縣加茂郡竹原町 中井眞一

- 德島縣板野郡撫養町北濱五九番地 田淵清一郎
- 同 縣大桑島村字澤岩濱三四番地 谷又三郎
- 同 縣林崎村字北屋町八五番地 渡邊喜八
- 香川縣綾歌郡坂出町二〇七三番戶 龜井專助
- 同 町一九五六番地ノ三 津島惣平
- 同 町八二九番地 小松忠八
- 山口縣佐波郡中關村濱方四九三番地 道中雄三
- 同 縣大島郡小松町第八二一番屋敷 佃慶太郎
- 同 縣吉敷郡秋穂二島村四五二八番地 荒牧治三郎

第十七條 發起人ヨリ左ノ委員ヲ選任ス

- 創立委員長 原友己
- 理事 樋口權之助
- 創立委員 司波尙太郎
- 同 小橋賢郎

と同時に、常に領土内富殖の資源を得ることに鑑み、努めて資を投じ之が開發に力を致し該事業の保護獎勵に至らざる所なかりしなり。之を以て該事業に従事するものには時に特權を許し、不斷保護を與へたるが故に、地主たり問屋たるものは世襲の營業と化し、販賣回送に従事するものも亦一家相傳の民業の如くなり、關係者は累代其業に力め堵に安んじ來りしが、明治三十八年鹽專賣の法實施せらるゝや軍國多端の時已むを得ざるによると雖、鹽業關係者にありては一時に失業の悲惨に際會し、復た如何ともなし難きに至れり。賢明なる政府は茲に鑑みる處あり、關係者の合資を以て回送會社を設立せしめ聊か失業補償に代ふる途を開かれたれば、關係者は隨意契約たる恩惠の下に十州を通じて六回送會社を設け營業を繼續したり。

嘗て煙草專賣法實施に際しては失業者に對して巨大の補償金を下附せられ、彼等は其恩惠によりて生活の安定を得たるなり。然るに鹽專賣に對しては遂に何等の補償的恩惠に浴するを得ず、全く國家のため總ての權利を犠牲としたり。政府の六會社に對し隨意契約を以て鹽の回送に當らしめらるゝこと即右の犠牲に對し永久に恵まれたる事業にして、只一般營利會社と同一視せられざる蓋故ありて存するなり。

然るに日露戦争後財界の激變に促がされ小資金を以て區々の營業をなすに於ては國民の必需品たる食鹽の回送に於て圓滑を缺ぐ虞あり、従つて奉公の實を擧ぐるに足らざらんことを慮り、政府の旨を遵守し六會社の合同を圖り懸案たりし素志の會社成るを告ぐ、未來永久政府の恩惠に浴する基礎の成れるを思ひ誠實事に當らんことを期せり。

第二章 會社創立と經過

大正八年四月七日附愈々會社設立の協定に基き、司波尙太郎外五名連署を以て會社設立認可申請書を專賣局に提出し其月十二日付之が承認を得たれば、左の諸氏を發起人に推薦し創立事務を委嘱せり。

發起人

三田尻地方	道中雄三	佃慶太郎	荒牧治三郎
尾道地方	石井紋次郎	中井眞一	兒玉喜三
赤穂地方	司波尙太郎	山本卓爾	入江安太郎
坂出地方	龜井專助	樋口權之助	津島惣平
味野地方	小松忠八	原友己	
撫養地方	中山大二	小橋賢郎	伊原虎吉
	田淵清一郎	谷又三郎	渡邊喜八

豫て當會社設立の曉、當會社の命名につき專賣局長官野中清閣下へ懇請中の處大正八年四月十六日「日本食鹽回送株式會社」と命名せらる。

翌十七日原友己を創立委員長とし日本食鹽回送株式會社設立に付認可申請書を其筋へ提出せり。

同年四月二十四日會社創立事務所を、神戸市北長狹通三丁目二ノ一に設け、創立事務を取扱ふ。

同年五月四日委員會を事務所に開き協定したる主なる事項如左。

- 一、資本金 資本金ヲ金二百萬圓、一株額面ヲ金五十圓、總株數ヲ四萬株トシ、第一回ノ拂込ヲ一株金十二圓五十錢トスルコト
- 一、株式ノ種類 株式ハ記名式ニ據リ一株券、五株券、十株券、五十株券ノ四種類トスルコト
- 一、開業ノ期 大正八年十月一日ヨリ營業ヲ開始スルコト
- 一、代理人ノ件
- 一、株式ヲ舊會社地方別ニ分配ノ件 分配ノ方法ハ舊六會社既往三ヶ年間ノ

鹽取扱數量ヲ基準トシ之ヲ按分ス

當會社株主は既に述べたるが如く鹽專賣法實施に關聯して失業の地位に立ちしものよりなれり。従つて一般營利會社の株主とは自然其撰を異にす、之を以て又他の株式の如く輾轉賣買せざるべきものなれば、本則として株主以外に賣買讓渡を禁せり。

同年五月二十日株式證據金の拂込を了し、六月二十日第一回株式拂込を終へたり。

同年七月五日神戸市海運俱樂部に於て創立總會を開き、會社の成立するや直ちに重役の選舉を行ひ且定款を決議せり。

當選したる役員は左の如し。

會長 原 友巳

常務取締役 石井紋次郎 龜井專助

取締役 司波尙太郎 樋口權之助 兒玉喜三 道中雄三

津島惣平 小松忠八 山本卓爾 小林伊之助

監査役 中山大二 小橋賢郎 田淵清一郎 谷 又三郎
中井真一 入江安太郎 井田鐵臣 村澤宗十郎
伊原虎吉 山田百三郎

本支店及
代理人

第三章 本支店及代理人

當社は創立後本社を神戸市下山手通二丁目に設け大正八年九月營業を開始したるも其後地理其他の不適當なるを感じ同市北長狹通五丁目六番地を購入し新築の上同十五年十月移轉し現在に至れり。又本店開業の翌月便宜の地に支店及出張所を設けたるが、以來小異動ありたれども現在に於て設置しあるもの如左。

山口縣佐波郡中關町 三田尻支店

廣島縣尾道市 尾道支店

兵庫縣赤穂郡赤穂町 赤穂支店

岡山縣兒島郡味野町 味野支店

香川縣綾歌郡坂出町 坂出支店
 德島縣板野郡撫養町 撫養支店
 大阪市港區鶴町四丁目 大阪出張所

次に官鹽回送は日本全國に亘り到底本支店のみに於て之が取扱は不可能なれば各地に代理人を置き、尙代理人に於て取扱上不便を感ずるときは更に副代理人を選定せしむ。目下に於て其數約百五十名に及べり。

倉庫及鐵道

第四章 倉庫及鐵道

一、專賣局に於て收納したる鹽は直ちに之を回送に當つることあるも、多くは倉庫に收容し隨時之を需要地に回送せしめ、需要地官署に於て之を受入れ、直ちに元賣捌人に賣下ぐるか、或は一旦倉庫に收容貯藏し、元賣捌人の要求に應じ賣渡をなす。然れども直賣下の場合は頗る少なく、多くは賣渡の準備貯藏となるを以て、之に要する倉庫は相當必要あり。且官鹽保管倉庫は他の雜貨倉庫と

異なり、鹽保管上に必要な設備を要する外、庫入貨物によりては鹽に臭氣を傳染せしめ、或は鹽に混和し、或は又鹽に變質を及ぼすが如き物と入合はすことを許さざる等により、在來有合せの倉庫は直ちに用を充さざる等の不便あり之を以て當會社は御用の次第に應じ或は政府諒解の下に臨時隨所に之を設置して御用を充たせり。現在所有の倉庫は左の如し。

倉庫名	種類	坪建 坪止 坪坪	坪建 坪坪 坪坪	建築 買入 價額	所 在	建築 買入 年月	棟數
土崎倉庫	亞鉛葺木造	一九八	坪	九、九六〇	秋田縣土崎港町	大正十一年六月	二
大阪倉庫	石綿盤葺木造	六〇〇	坪	三〇、七〇〇	大阪市西區千歲町	同 八月	三
函館倉庫	亞鉛葺木造	八七三	坪	三、八七五	北海道函館市	同 十二年九月	六
舊小樽倉庫	同	三三九	坪	一六、六〇〇	北海道小樽市	同 十三年八月	一
新小樽倉庫	鐵筋コンクリート建	三二七	坪	三〇、八七〇	同	同 十四年十一月	一
唐津素倉	木造平家建	三五	坪	一、一七三	佐賀縣唐津驛構内	同 十五年四月	一
唐津倉庫	同	一〇四	坪	五、九〇〇	佐賀縣東松浦郡唐津村	同 十五年四月	一
名古屋倉庫敷地附	同	一、三三三	坪	一、〇〇〇	名古屋市	昭和二年九月	七
鹽釜倉庫	同	三三〇	坪	一八、〇〇〇	宮城縣鹽釜町	同 十一月	四

一、專賣局宇野出張所は宇野驛附近にあり。同役所倉庫より食鹽を汽車積とするには之を宇野驛に回船して貨車に積込まざるべからず。然るときは相當の費用も要し、且荷役上の不便あり、旁以て同役所倉庫前まで鐵道引込線を敷設するを便とす。於之當會社は專賣局回送費の節減と其の發送の便利との爲めに敢て政府の諒解の下に之が敷設に着手せしが、大正十五年九月二十五日竣工落成を見たるを以て直ちに御用に供することとせり。此の哩程〇哩一七鎖二〇なり。

附
錄

第一分科會々議錄 (速記)

會 議

第一分科會々議錄

明治四十五年三月十二日午後一時三十九分開議

出席委員左ノ如シ

日向輝武君 關和知君 平島松尾君

駒田小次郎君 武滿義雄君

兼務

河野郁太郎君 川崎安之助君 漆昌巖君

齋藤宇一郎君 井阪光暉君

出席政府委員左ノ如シ

專賣局長官 濱口雄幸君 大藏省主稅局長 菅原通敬君

主查ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

- 福井三郎君 改野耕造君 齋藤二郎君
- 三土忠造君 橋本久太郎君 乾龜松君
- 守屋此助君

○主查代理(河野郁太郎君)ソレテハ是ヨリ分科會ヲ始メマス、此ノ場合ニ於テ一言申上ケテ置キマス。本日ハ此ノ分科ノ主查ハ據ナキ差問ヘカアリマスカラ、同僚タルノ故ヲ以テ私ニ取計フテ吳レルヤウニト云フコトデアリマシマカラ左様御承知下サイ、文書表ノ四百十九號ヲ議題ニ供シマス、本請願ハ縣外鹽販賣業者失業補償ノ件、請願人ハ兵庫縣印南郡大鹽村二百九十七番屋敷平民商梶原養三平外十七名、紹介議員ハ改野耕三君外三名、ソレカラ文書表ノ第四百二十號案件モ同様テコサイマシテ請願人ハ岡山縣兒島郡味野町三千二百八十四番地平民商西原陣三郎外十四名、紹介議員ハ橋本久太郎君外二名、次ハ第四百二十一號案件ハ同名テコサイマシテ請願人ハ山口縣大島郡小松志佐村八百二十番屋敷平民商佃慶太郎外四十名、紹介議員ハ河野郁太郎君外二名テコサイマス。次ハ四百二十二號案件モ同様デアリマシテ請願人ハ廣島縣尾道市土堂町四百九十四番地平民合資會社食

鹽商會代表社員天野小太郎外十名、紹介議員ハ橋本久太郎君外三名、次ハ第四百二十三號、件銘ハ同名テコサイマシテ、請願者ハ徳島縣板野郡撫養町大字北濱村五十九番屋敷平民商田淵清一郎外十二名、紹介議員ハ橋本久太郎君外二名、是ダケヲ一括致シマシテ議題ニ供シマス、ソレテ大要ハ文書表ニ掲載シテアリマストコロハ重ネテ茲ニ述ヘマセヌ、幸ニ多數ノ紹介議員カ御出席ニナツテ居リマスカラ、紹介議員ヨリ本請願ノ理由ノ御説明ヲ求ムルコトニ致シマス

○三土忠造君 只今一括シテ會議ニ上セラレマシタ請願ハ、何レモ同様ノ請願デアリマシテ、紹介議員ハ私共數名デアリマス、土地ハ違ヒマスケレトモツマリ十州鹽田ノ附近ノ是マテ鹽ノ賣捌ヲシテ居ツタ者ノ多數カラ出シマシタ請願デアリマス、同様ノ趣旨デアリマスカラ一括シテ説明ヲ申上ケマス、鹽ノ賣捌人ハ祖先以來此事業ヲヤツテ居リマシタカ、鹽專賣法實施ト共ニ元賣捌人ト云フモノニナリマシタ、ソレテ政府ノ鹽ヲ買受ケテソレテ各地ニ賣ツテ居ツタノデアリマス、所カ段々ニ政府ノ方カラ官費回送ヲ開始シマシテ、其方へ補助スル官費ノ補助ヲ致シマシタ結果、民業ノ方ハ餘程不利ノ位置ニ立ツテ居リマス、特ニ一昨年鹽田

整理法カ行ハレマシテ……二ケ年ニ亘ツテ鹽田整理致シマシタ結果、鹽田整理ニ依ツテ得タ六十幾萬圓ノ金ヲ此官費回送ノ補助ニ使ツタモノデアリマスカラ段々ニソレカ増加シテ、今日テハ六割以上ノ官費回送補助カ與ヘラレテ居ルト云フ有様デアリマス、テ鹽田整理以前ハ、一割三分乃至一割六七分デアリマシテ、其頃ハ尙民業カ競争カ出來マシタケレトモ、五割乃至六割ヲ補助スル様ニナリマシテカラハ、全然競争スル事カ出來ナイ様ナ有様ニナリマシタ

ソレテ是ハ政府カ法律命令ヲ以テ是迄ノ鹽商人ノ事業ヲ奪ツタト云フノテハナイノテコサイマスケレトモ、事實ニ於テハ之ヲ奪ツタト同シヤウナ形デアリマス

カウ云フヤウナコトカラシテ随分大仕掛ノ取引ヲシテ製鹽地カラ例ヘハ十州鹽田ノ所在地カラ北海道ナリ浦鹽ナリ樺太邊迄行ツテ賣ツテ居リマシタ者カ其事業カ無クナツテシマツテ、今日テハ僅カニ縣内ノ販賣ト、縣外ハ政府ノ回送ノ請負ヲシテ少シノ利益ヲ得ルト云フニ過キナイ、鹽田整理以前ト較ヘマスト非常ナ窮況ニ陥ツタノデアリマス、就キマシテハ此際何等カノ方法ニ依ツテ他ノ職業ニ轉業ヲスル資本ノ一端ニナルダケノ補償金ヲ政府カラ下付セラレヌイト云フ請願デア

リマス、政府ノ御都合テ補償金ヲ下付スルカ宜イカ、或ハ其ノ他ノ方法ヲ講シマカ宜イカ、兎ニ角政府トシテハ此儘打捨テ、置クコトハ如何ニモ可愛想ナコトテアル、此前ノ煙草專賣法實施後ニ煙草ノ製造人及煙草商人、葉煙草耕作者等ニ對シテ補償金ヲヤツタト同様ナ風テ、此失業シタ鹽商人ニ對シテモ相當ナコトヲシテヤルコトガ適當ノ處置ヲ考ヘマシテ、私共ハ尤ナ請願ト思ヒマシテ之ヲ紹介致シマシタ次第デアリマス、大体ヲ申セハ右様ナ次第デアリマスカラ、トウカ御審議ノ上御採擇アランコトヲ希望致シマス

○平島松尾君 今ノ紹介ノ方ニ伺ツテ見タイノテスカ、之ハモウ營業ヲ止メタノテセウカ營業ハシテ居ルカ補償金ヲ貰フト云フコトニナレハ止メルト云フヤウナコトニナルノデアリマスカ

○三土忠造君 只今ノ狀況ハ製鹽地ノ縣内テハ販賣ヲシテナルノデアリマス、ケレトモ縣内トシテモ多ク固ツタモノハ專賣支局へ行ツテ商人ノ手ヲ經スニ直接ニ買フ方カ便利デアリマスカラ、人カ買フノデアリマス、殆ント縣内ニ於テモ仕事カ無クナツテ、縣外ハ各地方ニ支局カ出來テナリマスカラ、其處カラ賣下ケマス

カラ、鹽商人ノ仕事カ殆ント無クナツタト云フヤウナ有様デアリマス、相當ナ補償金ヲ得レハ此事業ヲスツカリ止メテ宜イ、斯フ云フ希望デアリマス

○平島松尾君 政府委員カ幸ニ御出席デアリマスカラ政府委員ノ御意見ヲ伺ヒタイ

○政府委員(濱口雄幸君) 此ノ請願デアリマスカ、政府ハ官費ヲ以テ鹽ヲ回送スルコトヲ始メマシタ以來、十州地方ニ在來ノ職業ヲ失ツタニ依ツテソレニ對シテ補償金ヲ貰ヒタイト云フ請願デアリマスケレトモ決シテ政府ノ見ル所テハ在來ノ職業ヲ失ツテ居ルトハ考ヘテ居リマセヌ、成程縣外ニ送ツテ居リマシタ鹽ニ付テハ政府ノ回送鹽カ増加スルニ隨ヒマシテ其ノ數量ハ漸次減少ハ致シマシタ、併シナカラ縣内ト云フモノニ付テハ依然トシテ從來ノ營業者カ扱ツテ居ルノデアリマス若シモ此鹽ノ問屋カ甲ハ縣内ニ賣ル乙ハ縣外ニ賣ルト云フヤウナ、縣内ト縣外トニ依ツテ分業ニナツテ居リマスレハ格別デアリマスケレトモ決シテサウ云フ分業ハアリマセヌ、同一人ニシテ縣内ニモ賣リ、縣外ニモ賣ツテ居ルト云フノカ實況デアリマス、ソレテ四十三年度ノ實蹟ヲ調ヘテ見マスルノニ内地鹽ノ賣渡總高カ

九億千九百萬斤ト云フコトニナツテ居リマス、其中テ官費回送ヲシマシタ高カ四億四千九百萬斤、差引ニシテ民間ノ扱ニ殘ル分カ四億九千三百萬斤、即チ五割以上ト云フモノハ依然トシテ在來ノ仲買カ買ツテ居ルト云フ實況デアリマス、加之政府ハ明治四十一年ノ七月法律ノ改正ヲ機會ト致シマシテ鹽ノ賣捌人及小賣人ヲ指定スル時ニ當ツテ在來ノ問屋ハ殘ラス鹽ノ取次人ニ指定ヲシテ其營業ヲヤラシテ居リマス、唯問題ハ在來ヨリモ取扱高カ稍々減少シタト云フニ過キマセヌ、隨ツテ之ヲ失業ト認ムルコトハ當ラヌト考ヘマス、只今紹介議員ハ煙草製造專賣ノ時ノ例ヲ引カレマシテ、煙草製造專賣ヲヤルトキニ從來ノ製造業者ニ交付金ヲ與ヘタト云フ御話デアリマスケレトモ、是ハ全ク場合ヲ異ニシテ居リマス

御承知ノ通り煙草專賣法カ出來テ以來、法律ニ於テ煙草ノ製造ハ政府ニ專屬スト書イタモノデアリマスカラ、法律ニ依テ全然民間ノ製造業ハ禁止ヲセラレテ痕跡ヲ留メナイ、全部政府ニ法律ノ力テ強制的ニ取上ケタト云フコトニナツテナリマス、ソコテ交付金問題カ起ツタケレトモ、此ノ場合ニ於テハ法律上何等ノ關係カアリマセヌ、唯實際營業ノ範圍カ從前ヨリ減ツタト云フニ過キマセヌカラ、之

ヲ以テ失業ト目スルコトハ出來ヌノミナラス、今御話スル如ク政府ハ取次人ニ指定シテ營業ヲヤラシテ居リマス、少シモ賠償金ノ問題ノ起ル餘地ハナイト考ヘマス。又實際ニ於テハ是等ノ仲買ト云フモノハ既ニ他ニ職業ヲ得テ居リマス、即チ縣外ノ扱ノ減ツタ分ニ對シテハ、政府ノ考テハ相當ノ兼業ヲ得テ居ル、斯ウ考ヘテ居リマス、ソレハ何デアルカト申シマスト從來政府ノ官費回送鹽トシテ各地ニ送ツテ居ツタ其鹽ヲ、更ニ元賣捌人ノ聯合ニ依ツテ成立チマシタ回送株式會社ヲシテ官費ノ回送ヲ請負ハシテ居リマス、ソレハ專賣局ノ支局カ十州地方ニ六箇所アリマス、從來縣外ニ賣ツテ居ツタ問屋ハ一人モ殘ラス此會社ニ加入ヲセシメマシテ相當ナ料金ヲ拂ツテ官費回送鹽ヲ扱ハシテ居ル實況デアリマス、其點ニ於テモ兼業ノ道カ出來テ居ルト考ヘマス、旁々此請願ノ趣旨ニハ政府ハ御同意ヲ表シ兼ネマス

○福井三郎君 私モ此ノ紹介議員ノ一人トシテチヨット申上ケマスカ、三土君ノ前ニ述ヘラレタルコトヲ再ヒ申スノハ重複シテ却ツテ御聽取リ惡イデアリマセウカラ、其ノ漏ラシタトコロニ於テ一言申シテ置キタイト思ヒマス。只今政府委員

ノ御答辯ニ依ルト、何程カ商賣ヲ減シタト云フコトハ事實テアラウケレトモ、全然ナクシタト云フモノトハ認メヌ、斯フ云フコトテアリマシタカ、成程是ハ其ノ程度問題ニナツテ居ルカモ存シマセヌ、請願者ノ方テハ官費回送摺ヲ始メラレタニ付テ全然從來ノ營業ヲ褫奪セラレタヤウナ狀況ニナツテ居ルト思ヒマス、煙草ノ時ノ例カヤハリ此ノ請願ノ出ル蓋シ根本トナツテ居ルダラウト思ヒマス、其ノ煙草ノ時ノコトハ政府委員ノ御説明ノ如ク葉煙草製造業ニ對シテハ、政府カ交付金ヲ與ヘラレタ法律ノ結果トシテ、煙草ノ製造ヲ全然扱フコトカ出來ナクナツタノデアリマス、法律カ其ノ領分ヲ奪ツタノデアリマス、故ニソレト是トハ同シ趣意テハナカラウト思ヒマスケレトモ、葉煙草製造業者ハ其ノ業ヲ法律ノ結果失ツタト同時ニ交付金ヲ下付サレタノミナラス、煙草耕作人ト煙草製造業者トノ間ニ於テ葉煙草賣買業者ト云フモノカアツテ其者ハ最モ煙草ニ縁ノ深イ從業者テアル此者カ當時煙草專賣法ノ出來タ時分其恩典ニ漏レテ、其ノ漏レテ居ツタ者カ詰リ議會ニ請願スルニ至リ、政府モ是ニ同意ヲ表サレテ二百萬圓ノ交付金ヲ下付サレタコトカアル、少クモソレトハ稍々趣キ異ニシテ居ルヤウデアリマスカ、此ノ煙

草賣買業者モ法律ノ結果トシテ全然業ヲ失ツタノデアリマス、ソコテ摺ノ方モ何程カ殘ツテ居ルニ相違ナイノテ、是ニ依ツテ生活ヲスルコトカ出來ナイヤウニナツタナラハ、取モ直サス全然營業ヲ奪ハレタト同シ譯デアリマス、故ニ煙草賣買業者ノ例ヲ取ツテ見ルト不當ナ請願テモナイト存シマス、要ハ程度カトノ位カ、煙草賣買業者ニ交付金ヲ與ヘラレタ程度ト、ソレカラ今度縣外ニ摺ヲ輸出シテ居ツタ者ニ與フヘキ交付金カ幾ラニナルト云フ程度問題テ、全然國家カ與リ知ラヌト云フヤウナモノテハナカラウト思ヒマス、故ニ政府委員ノ御説明ヲ辯駁スル次第テモアリマセヌ、唯事實ヲ申述ヘルノデアリマスカ、右ノ様ナ次第デアリマスカラ十分御審議下サルコトヲ願ヒマス、紹介議員トシテ一言申シ述ヘテオキマス

○三土忠造君 今一度紹介議員トシテ只今ノ政府委員ノ御意見ニ對シテ辯明致スノデアリマス、煙草ノ方ハ法律テ禁止シタカラ交付金ヲヤルトシテモ、摺ハ法律テ禁止シナイカラ交付金ヲヤル理由ハナイト云フ御話デアリマスケレトモ、事實ニ於テ殆ト相似タモノテ今日ノトコロテハ未ダソコマテ往ツテ居リマセヌケレトモ、何レ政府ノ目的トスルトコロテハ總テ官費ノ回送テナク、製摺地テ買フノモ

遠隔ノ山ノ中テ買フノモ一見同シヤウニスル積リト思ヒマス、サウナツタ時分ニハ全ク失業スルニ近イト思ヒマス、凡ソ十五縣ノ中テ半分位官費回送ニナツテ、アトハ民業テヤツテ居ルト云フ只今政府ノ御説明テアリマスケレトモ各地方ニ於テ醬油製造業者ナトノ大口ニ買フ者ハ随分鹽ヲ買ツテ居リマスノテ、全然禁止ハシマセヌケレトモ、禁止シタト同様ナ壓迫ヲ受ケテ居ル、ソレカラ今一ツハ是マテノ元賣捌人ハ全部會社テ回送業ヲヤツテ居ルト云フ御話テアリマスケレトモ、是ハ斯フ云フ狀況テアリマス、鹽專賣局ノ六支局……是マテノ賣捌人全部ヲ纏メテ六會社ヲ拵ヘテ、其會社ノ拂込金カ二萬五千圓テアリマス、二萬五千圓ノ株ヲ數十人テ持ツテ居ルト云フヤウナ有様テ、其ノ配當ハ一割若クハ二割モアツタカト思フ、ソレテアリマスカラ僅カニ一人ノ割前ハ一ケ年ノ利益カ百圓カ百五十圓、若クハ二百圓ニ過キナイ、是ヲ以テ是マテ縣外ヘ鹽取引ヲシテ居ツタ鹽取引ノ益金ノ辨償ニスルト云フコトハ随分無理ナ話ト思フ、法律ヲ禁止シナイカラヤラヌテモ宜トイ云フ御議論ハ法律論テアツテ殘酷ニ過キルト思ヒマス

政府トシテモ何トカ考慮ヲ費シテ、相當ナル方法ヲ以テ十分ナコトハ出來ヌニ

シテモ、彼等ヲシテ餘リ無理テナイト云フコトニシテヤル必要ヲ感シテ居リマス單ニ私共カ製鹽地ニ近イ人間テアルカラ適切ニ感スルハカリテナク、極ク公平ニ考ヘテ見テモ、此ノ請願ハ已ムヲ得ヌ尤ナ請願ト思ヒマスルカ故ニ、トウカ御審議ノ上御採擇アラムコトヲ重ネテ希望致シマス。

○政府委員(濱口雄幸君) 只今紹介議員カラ御辯明カアリマシタカラ、今一言申上ケテ置キタイト考ヘマス、今日テハ十億ノ消費鹽ノ約半分ヲ扱ツテ居ルト云フコトハ事實テアラウケレトモ、段々政府カ回送ノ數量ヲ増加スル結果トシテ、行ク行ク失業スルコトニナルト思フ、コウ云フ話テアリマスケレトモ政府ノ考ヘテハソウ云フコトハナカラウト考ヘマス、固ヨリ產地カラ非產地ニ鹽ヲ送リマシタ時ニ、鹽價ヲシテ均一ナラシムルト云フコトハ鹽專賣行政ノ理想トシテ居ルトコロテアリマスカラ、結局ハ縣外賣ニ付テハ或ハ全ク商人ノ扱フコト無クナルカモ知レマセヌ。

併シナカラ縣内賣ニ付テハ依然トシテ元賣捌人ノ營業範圍ノ極ルト云フコトヲ信シテ居リマス、今日ノ狀況テハ十州六支部ニ於テ政府カ何レニ販賣所ヲ設ケテ

居ルカト申スト、殆ント一箇所モナイノテアリマス、即チ山陽道ノ沿岸ニ於テサ
ウ云フモノハ一箇所モナイノテアリマス、又四國ニ於テモ鹽ノ販賣所ト云フモノ
ハ一箇所モアリマセヌ、又九州ノ鹽ノ產地、姫島、高田、小波瀬、アノ邊ニ行キ
マシテモ門司ニアルダケテ、其他ニハ設ケテアリマセヌ、是ハ設ケル必要カアリ
マセヌ、又縣内賣ノ元賣捌人ノ影響ニモ關シマスカラ設ケテアリマセヌ、將來モ
多分鹽ノ產地ニハ絶對ニ設ケル必要ハナカラウト思ヒマス、果シテ然ラハ縣内賣
ト稱スルモノハ永久ニ殘ル、唯縣外賣カ無クナルカモ知ラヌノテアリマスカラ、
如何ナル場合ヲ想像シテモ絶對ニ失業スルト云フコトハ殆ントアリ得ヘカラサル
コト、考ヘマス、次ニ煙草ノ例ヲ以テ申シマスルト云フト、製造專賣ノ始マリマ
ストキニ元ノ製造者ニハ交付金ヲヤツタコトハ之ハ事實テアリマス、併シナカラ
其ノ製造業者カ自分カラ進ンテ煙草ノ元賣捌人ニ指定ヲセラレタ時ニハ之ハ交付
金ヲヤラナイト云フ規定カアツタノテアリマス、全然失業ヲシタ者ニ對シテモ尙
其ノ通り自ラ進ンテ元賣捌人トナリマスと云フ者ニハ交付金ハ一文モヤラナカツ
タノテアリマス、其例カラ申シマスと此縣外販賣業者ト云フモノハ、全部元賣捌

人ニ指定ヲサレテアリマスカラ、煙草ノ例ヲ引テ申シマシテモ交付金ヲヤル必要
ハナイノテアリマス、又十州六支局ニ六ツノ回送會社カ出來テ居ルケレトモ、其
益カ少ナイ依テ政府ハ何トカ救濟シタラ宜カラウト云フコトテアリマシタケレト
モ、之ハサウ云フ理屈ハナイノテ、詰リ假リニ官費回送鹽カ五億萬斤アルト假定
致シマス、ソレハ官費回送ノ始マル前ニ於テハ全部ソレ等ノ產地ノ元賣捌人カ仲
買ヲ扱ツテ居ツタノテアリマス、ソレヲ廢メテ政府カ回送スルコトニスル、其ノ
政府カ回送スル鹽ヲ回送會社ニ運搬ヲ請負ハスコトニシマスレハ、其ノ數量ハ依
然トシテ五億萬斤テアリマス、ソレテ其ノ五億萬斤ノ鹽ヲ問屋トシテ扱ツテ儲ケ
ルノト、或ハ運送人トシテ扱ツテ儲ケルノト少シモ變ラヌノテアリマス、其點ニ
於テ既ニ事實上救濟ヲセラレテ來テ居ルト云フテ宜カラウト思ヒマス、政府ノ意
向トシテハ如何ニ致シマシテモ此以上ニ於テ救濟スル理由モナイシ又必要モナイ
ト考ヘテ居リマス

○改野耕三君 私モ紹介議員ノ一人トシテ三土君ナリ福井君ナリカ今述ヘラレタ
カラ要ハ盡キテ居ルト思ヒマスカ唯一ツ内容ヲ申上ケテ諸君ノ御參考ニ供シテ置

キタイト思ヒマス、縣外へ是マテ賣捌キシテ居ツタモノカ、此會社カ出來タ爲メニ、官費回送ノタメニ是マテ賣懸ナトカ澤山アル、其回收カ容易ニ出來ナイタメニ損害ヲ來シテ居ルト云フコトハ是ハ事實テアリマス、此以前ノ商業ヲ繼續シテ居レハ此ノ如キ損害カナイノニ、官費回送ノタメニ賣懸ノ回收カ出來ナイト云フノテ第一困難ヲシテ居リマス、ソレカラ又政府カ勸誘ヲシテ運輸會社ヲ拵ヘテ、之レマテノ元賣捌人ヲシテ株主ニシタト云フ或ハソレカ恩典ノヤウナコトヲ言ヒマスケレトモ、或ル意味ニ於テハ恩典カモ知レヌケレトモ、資本ハヤハリ投シテ居ル、資本ヲ投シテ五朱ナリ八朱ナリノ配當ヲ受ケルノハ獨リ運送業ハカリテナク、銀行ノ株ヲ持ツテ居ツテモ出來ルノテアリマス、之ヲ以テ恩典トハ云ヘナイダラウト思ヒマス、此ノ邊チ一ツ御斟酌ヲ下サイマシテ、サウシテ今日運送會社ヲヤツテ居ル者ハ必ス元賣捌人ハカリカ聯合シテヤツテ居ルノテハナイ、ソウシテ一般ノ運送業者モ之ニ加ハリ事ニ依レハ有志モ何等摺ニ關係ノナイトコロノ者モ株主ニナツテ居リマスカラ、必スシモ此ノ運送業ハ元賣捌人ハカリカ聯合シテ繼續シテ居ルトハ云ヘヌノテアツテ、現ニ縣以外ニ賣捌ク者ハ損害ヲ來シテ居ル

コトハ事實テアリマス、此ノ機會ニ私ハ當局者ニ一應伺ツテ置キタイノハ、此ノ販賣法ハヤハリ將來モコウ云フ方法テオヤリニナル御考ヘテアリマセウカ、何等カ改良ナサル御考カアルテアラウカ例へハ煙草元賣捌人ノ如ク、此ノ摺モ元賣捌人ノ區域テモ一ツ定メテサウシテ販賣區域ヲ決定シテ、サウシテ小賣ノ取締ヲスルコトカ餘程便宜ニナリハセヌカ、今ノ制度テアツテ見ルト、ナカナカ此元賣捌人カイロイロヤツテ居リマスケレトモ、支局ノ監督ノ行届ク所ハ或ハサウ云フコトカナイカモ知レヌケレトモ、少シ僻地ニ至ルト云フト此賣捌人カ種々ナ弊害ヲ以テ値段ハカリテナクシテ、或ハ斤量其他桝等ニ於テモ餘程不都合ナコトカアルヤウニ聞クノテアリマス、此監督上此販路ニ付テ……販賣方法ニ付テ政府ハ何カ御改正ニナル御考カアルカ此改正ニナツテ、例へハ赤穂ナラ赤穂、備前ナラ備前ノ支局ノ中ニ販賣ノ一ツ會社ヲモ設定サレテ之ニ販賣ノ方ヲサス、ソレカラ又小賣部ニ行ク、之レヲ監督ナサルコトニナレハ此營業者ハ強ヒテ業ヲ失ハヌコトニナルノテアリマスカラ、政府ノ考ヘトシテ何カ改正ナサル御考ヘハアルカナイカ、ヤハリ此制度テ何時マテモ御繼續ナサル御積リテアルカ併セテ是モ伺ヒマス

○政府委員(濱口雄幸君) 今ノ御尋ネニ御答シマスカ、此ノ鹽ノ販賣法ニ付テハ、今日ノトコロハ煙草トハ大分變ツテ居リマス、之ヲ煙草ニ於ケルカ如クニ元賣捌人ノ販賣區域ヲ設ケテ其中ニ一人元賣捌人ヲ置テ此區域内ノ販賣ヲ獨占セシムルノ可否如何ト云フコトニ付テハ、之ハ餘程重大ノ問題デアリマシテ、從來當局ニ於テモ種々研究ヲ致シタコトデアリマスルカ、自カラ煙草ト鹽トノ間ニハ專賣品ノ性質ヲ異ニシテ居リマスカラ、トウモ同様ノ扱ヒニ出ルコトハ困難デアルヤウニ考ヘマス、ト申シマスノハ煙草ニ付テハ御承知ノ通り定價カキチント極ツテ居リマスケレトモ、鹽ニ付テハ、小賣ノ定價ヲ極メルト云フコトハ甚ダ困難デアリマス、固ヨリ出來ルコトナレハ定價ヲ極メタイノデアリマスケレトモ、何分一定ノ容器ニ入りニクイモノデアリマシテ、或ハ水分カ染ムトカ云フヤウナ譯テ、一定ノ包裝ノ中ニ小賣リニ適スルヤウナ形ニスル事ハ甚ダ困難デアリマスカラ、隨ツテ小賣定價ヲ今日極メルト云フコトハ未ダ實行カ出來ヌト考ヘテナリマス、サウシテ見マスルト或區域ヲ極メテ一個人ノ獨占ニシテ置キマスレハ、定價ノアルモノハ定價ニ依ツテ監督ヲシマスカラ監督カ容易デアリマスケレトモ、定價ノナ

イモノハソレニ依ツテ監督ヲスル方法カアリマセヌ、爲メニ或ハ獨占ノ結果トシテ餘程鹽ノ値段カ高クナルト云フオソレカアリマス、ソレテ今日鹽ニ對シマシテハ煙草トハ趣ヲ異ニシテ、販賣區域ト云フモノヲ設定シナイノテ相當ノ數ノ元賣捌人ヲ置テ、ソコテ或程度マテハ互ニ競争セシメルト云フコトカ必要デアラウ、是カ即チ消費者ノ利益デアラウト云フ考ヲ持ツテナリマス、尤モソノ競争モ程度ヲ超ヘマシテ極端ニ參リマスレハ却テ中間ニ立ツ所ノ取扱人カ相當ノ利益カナイコトニナリマスカラ、誰モ之ヲ扱フコトヲ好マヌヤウニナリマシテハイケマセヌカラ、ソレテ此數モ多過キテモイケマセヌシ少ナ過キテモイケマセヌカラ相當ノ數ニ止メテオキタイト思ヒマス、現在ノ實況ニ於テハ全國ニ於ケル鹽ノ元賣捌人ノ數ハ稍々多過キマス從テ互ニ競争カ激シクアリマスカラ、商人ノ利益ハ當局ノ豫期シテ居ルカ如クナイヤウデアリマス、是ハ七月ノ指定區域調ヘチ機會トシテ相當ノ整理ヲシタイト思ヒマスカ、併シ大體ノ販賣ノ組織ニ付テハ煙草ト同様ニハ當分ノ間參ルマイト考ヘテ居リマス、又御希望ノ……御希望テハナイカモ知レマセヌカ……御希望ノヤウニ販賣區域ヲ極メテ、ソレニ一人ノ元賣捌人ヲオ

クトシマスレハ、其ノ適當ナ區域ノ廣サハトレ位カ宜イカト云フト、現ニ煙草ノ如キ一市一府ヲ販賣ノ區域ニシテ居リマスカ、鹽ニ就テモ多分同様ニセンケレハナルマイト思ヒマス。

之ヲ一縣一區域ニスルト餘程廣キニ失シマシテ供給カ圓滿ニ參リマセヌ、ソレヨリハ一郡二郡位ヲ一ノ一區域ニ致スト云フコトニナルト、從來ノ販路カ一縣ノ中ニ限局サレルコトニナリマスカラ、其ノ點ニ付テハ却ツテ御希望ニ反シテ其ノ縣内ノ販路ニ對シマシテモ制限ヲオクト云フ結果ニナリマスカラ、此點カラ申シマスト却テ元賣捌人ノ利益テハナカラウカト考ヘマス、ソレカラ立チマシタ序ニ只今改野君ノ御説明ニナツタコトニ對シテ一言申上ケタイト考ヘマス、官費回送ニナツテ縣外賣カナクナルト從來ノ取引先ニ對スル賣掛代金ノ回收カ困難テアルソレニ苦ンテ居ルト云フコトハ是レハ至極御尤テアリマスカ、今日官費回送ノ鹽ニ付テハ政府カ回送費ヲ餘程負擔シテ居ルニ拘ハラス尙多少民費回送鹽カアル所以ノモノハ全ク從來取引上賣掛代金等ノ關係カラ俄ニ其取引ヲ斷絶スルコトカ出來ナイノテ、相當ノ數カ現ニ殘存シテ居ル所以タラウト思ヒマス

即チ四十三年度ノ實績カラ申シマスト鹽ノ全體ノ回送ニ對シテ民費回送高ハ約二割七分ニ當ツテ居リマスカ、此中只今御話シニナツタ賣掛代金ノ關係カラ殘存カ多カラウト思フ、ソレカラ回送會社ヲ作ツタケレトモ、之モ相當ナ資金カ要ルニ依ツテ、別ニ救濟ニハナツテ居ラナイ、若シ資金カアルナラハ銀行テアルトカ、或會社ノ株ヲ買ツテモ公債ヲ買ツテモ同シテアルト云フコトテアリマスカ、是ハ前ノ縣外ノ販賣業者トシテハ依然トシテ資金ハ要リマスカラ其點カラ云ヒマスト同シ事テ、ツマリソレニ對スル相當ノ利益ヲ得レハ救濟カ出來ルト云フコトニナラウト考ヘテ居リマス。

○武滿義雄君 私ハ意見ヲ申述ヘタイノテスカ、此ノ官費回送ノ實行ト云フコトニ付テハ當局者ニ向ツテ感謝セサルヲ得ナイノテアリマス、專賣法實施以來鹽價ノ騰貴ニ苦シンテ居ツテ、ソレヲ幾ラカ鹽價ヲ引下ケルト云フ方法手段テコサイマスカラ、官費回送ト云フ事ハ最モ宜イ事テアラウト思フ、是ハ感謝セサルヲ得ナイ然ルニ此ノ官費回送ヲ實行セラレタ爲メニ或部分ノ營業ハ殆ト爲スコトカ出來ナイト斯フ云フ事ニナツタニ違ヒナカラウカト思ヒマス、ソレハ全然失業ト云

フマテニ至ラヌテモ、夫レニ對シテハ相當ノ補償ト云フ事ハ是ハ無理ナラヌコト
テアラウト私ハ考ヘマス、ソレカラ賣掛代金はハ賣續ケテ行キマス取リ易イモ
ノデアリマス、ケレトモ販賣カ杜絶ヘテ全然鹽ノ供給ヲ爲サナイト云フコトニナ
ルト仲々ムツカシイモノデアルト私ハ考ヘマス、鹽ニ限ラス何品テモサウ云フモ
ノデアツテ、是ハ事實デアツテ此點カラ申シマシテモ、亦官費回送ヲヤラレタ爲
メニ營業カ出來ナイト云フ點カラ申シマシテモ、相當ノ補償カアツテ然ルヘキコ
ト、思ヒマスカラ、採擇ト云フコトニ決定シテ貫ヒタイノデアリマス。

○齋藤字一郎君 私ハ斯ウ云フコトヲ段々許シテ行キマシタナラハ隨分外ニモ影
響カアラウト思フ、例ヘハ茲ニ馬車ナラ馬車ヲ以テ運送シテ居ツタモノカ、汽
車カ出來タカ爲メニ一向荷物カ無クナツタト云フ場合モ亦失業ニナリハセヌカ、
斯ウ云フ論モ起ツテ來ヤセヌカト思ヒマスカ、是ハ甚ダ氣ノ毒デアルカ、敢テ之
ハ絶對的ニ失業シテ仕舞ツタト云フ意味トモ私共ハ見テ居ラヌノデアリマスカラ
コレ等ハ採擇シナイ方カ宜シイト私ハ考ヘテ居リマス。

○三土忠造君 只今齋藤君ノ述ヘラレタ比喻テスカ、ソレニ對シテハ政府モ嘗テ

其ノ比喻ヲ言ハレタコトモアリマス、丁度汽車カ出來テ雲助カ業ヲ失ツタ、電車
カ出來テ車夫カ業ヲ失ツタト同シデアルト云フノデアリマスカ、コレハ大變比喻
カ違フト思ヒマス、今マテ鹽ノ回送及販賣ヲヤツテ居タモノカ……例ヘハ傳馬
船ヲヤツテ非タノカ、ソコニ汽船カ出來テ競争ニ堪ヘナクナツタ、ソレタカラ何
トカ辨償シテ呉レト云フノナラハ今仰シヤルノト同シ事デアリマスカ、鹽ノ場合
ハ是迄ヤハリ汽船ナリ帆前船ヲヤツテ居リ、政府モ同シ船ヲヤツテ居タノテ、官
費回送ノ方ニハ補助金ヲヤリ、民費ニ對シテハ補助金ヲヤラヌト云フコトテ、用
ヒル機械方便手段ハ違ハナイ、併シ一方ニ金ヲ多クヤルカ爲メニ競争カ出來ナイ
ノデアリマスカラ只今ノ比喻ハ丸ツキリ違フト思フ、私モ始メハサウ考ヘマシタ
ケレトモ大變事情カ違ヒマスカラ、其邊ハ事情御賢察ヲ願ヒマス。

○政府委員(濱口雄幸君) 只今三土君ノ言ハレル箱根ニ墜道カ出來、汽車カ出來テ
雲助カ失業シタ、不用ニナツタ又東京市ニ電車カ出來テ人力車カ業ヲ失ツタト云
フノト同シ事デアルト云フタノハ實ハ本員カ申シタコトテ、其ノ比喻ハ少シモ變
ラヌト思ヒマス、全ク同シデアリマス、若シ鹽ノ收納者ニ於テ元賣捌人カ出掛ケ

マシタ時分ニ、新潟ナラ新潟、東京ナラ東京ハ鹽ヲ賣リタイト思フニ依ツテ鹽ヲ賣ツテ呉レト言ツタ時分ニ、政府ハ賣ラヌト言ツタナラハ別テアリマスカ、是ハ隨意ニ賣ルコトニナツテ居リマス、買ツテ競争シヤウト思ヘハ競争スルコトカ出來ルノテアリマス、唯事實出來ナイコトテアリマス、雲助カイクラ走リマシテモ到底汽車ニハ追付ク氣遣ハナイト同様ナコトテアリマスカラ、其ノ場合ト毫モ變ラヌト思ヒマス、併シナカラ其ノ雲助ニ對シテ鐵道院カ賠償シタト云フ事モ未ダ聞イテ居リマセヌ、又東京市ノ人力車夫ニタイシテ電氣局カ賠償シタト云フ事モ聞イタコトモナイト同様ニ此ノ如キモノハ決シテ賠償スヘキモノテナイト云フコトヲ重ネテ申上ケマス

○平島松尾君 今一應政府委員ニ承リタイノテスカ今ハ運賃ノ六割ヲ官費テヤルソレテ先刻ノ御説明テハ尙將來段々歩合ヲ極メテ全然官費回送ナスルカノ如キ御説明カアツタ様テコサイマスカ、サウ云フコトノ御考カアルノテコサイマスカ

○政府委員(濱口雄幸君) 回送費ノ政府ノ負擔ノ歩合ハ段々増シテ居リマシテ、十四年ノ上半期ニ於テハ六割六厘ト云フコトニナツテ居リマス、是ハ御尋ネノ通

リニ段々此ノ歩合ヲ増シテ行キマシテ、最後ニハ回送費ハ全部政府ノ負擔トスル即チ煙草同様ニスルト云フ考ヲ以テ居リマス、併シナカラ之ニ付テハ相當ノ財源ヲ要シマスカラ、財源ノ出來次第ニサウイフコトニシタイト考ヘテ居リマス、然シ是ハ產地カラ非產地ニ送ル分ノミニ付テノテアリマス產地ノ間ニ於テハ決シテ政府ハ回送ヲ致シマセヌ、其分ハ依然トシテ產地ノ賣捌人ノ手中ニ殘ルト云フコトニナリマス。

○橋本久太郎君 私ハ先刻來紹介議員三君カラ懇々ト御話カアツタノテ、モウ傍聽ニ止マルタラウト思ツテ居リマシタカ、只今齋藤君ノ御議論カラ段々妙ナコトニ立入ツテ種々ノ比喻カ出マシタカ私ハコレハ比喻ハ比喻テアルケレトモ、大事ナ比喻テ此案ノ運命ニ關係スル比喻ト思ヒマスカ一言紹介ノ理由ヲ説明スル旁々、此ノ比喻ニ付テ辯シヤウト思ヒマスカ、只今ノ汽車カ出來タカラ人力輓カ困ルトカ或ハ和船カ蒸汽船カ出來テ困ルト云フヤウナ比喻ニ陷ツテ居ルヤウニ思ヒマスカ、只今ノ政府委員ノ説明カサウテアリマスカ併シナカラ是ハ三土君カ申サレル通り大ニ理由カ違フト思ヒマス、例ヘハ同シ鐵道ニ對シテ同一品物ノ運送ヲ

スルノテモ、ソノ一方ノ運送ナスルモノニ對シテ同シ品物ニ補助シテ居ルノテスカ鐵道ハ鐵道ナンテス、ソレテ一方ニ補助スルト別段補助ノナイモノハ負ケル唯自然ノ優勝劣敗ニ任シテ置クトハ違フ、例ヘハ同シ和船テ回送シテモ、一方ニ政府カラ補助スルト云フノト同シコトテアル、回送ニ補助スルノテハナイケレトモ其ノ品物ニ對シテ補助シテ行ケハ補助ノナイモノカ負ケルノハ當然テアル、補助ノアルモノト無イモノト出來テ來ル、前ニ此ノ回送業ヲサシテ幾分聯合サシテ回送業トシテ業務ヲトルヤウニシテヤラウト云フコトニ對シテ意ヲ用ヒラレダコトハ私ハ當局者ノ好意ハ深く營業者ノタメ感謝シテ居ル一人テアリマスカ、而シナカラ其ノ以來初メノ歩合ハ少カツタカスンス殖シテ六七割モ歩合カ殖エテ來ルト其影響カラ如何ニモ苦シイ羽目ニ陥ツテ居ルノテアツテ、其ノ苦シサヲ救濟シテ賞ヒタイト云フノカ、請願ノ趣意テアリマス。是ハ單ニ只今政府カ說明サレタトハ事情カ違フノテアリマスカラ、願クハ此ノ願意ヲ御採擇アランコトヲ希望イダシマス。

○平島松尾君 コレハ政府ノ說明モ凡ソハ分リ又紹介諸君ノ御說明モ概略分リマ

シタカモウ少シ考慮シテ見テハトウカト思フノテアリマスカラ、採決ハ後ニ廻ハシタラトウカト思ヒマス。

○武滿義雄君 意見ヲ申述ヘマシタケレトモ、今平島君カラ延期ト云フ御意見テアル以上ハ、次回ニ延ハス方カ宜カラウト思ヒマス。

○主査代理(河野郁太郎君) ソレテハ此ノ場合採決ハ少シ後廻ハシニ致シマス、左様御承知ヲ……………次ハ第四百十號織物消費稅法中改正ノ件テコサイマス云々。

(中略)

○主査代理(河野郁太郎君) 此際御相談致シマスカ彼ノ縣外鹽販賣業者ノ採決カ延ヒテ居リマスカトウ致シマセウ延期致シマスカ。

(延期ニ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○主査代理(河野郁太郎君) ソレテハ延期致シマス、コレニテ本日ノ議題ハ總テ終了致シマシタカラ散會致シマス。

明治四十五年三月十二日午後三時四十六分散會

議會諸願
委員會々
議錄

第二十八回帝國議會 衆議院 請願委員會議錄 (速記) 第十回

會 議

明治四十五年三月十八日午前十時二十九分開議

出席委員左ノ如シ

齋藤 珪次君	坂本 元明君	山口 熊野君	德田 讓甫君
河野 郁太郎君	綾部 惣兵衛君	村井 善四郎君	漆 昌巖君
川崎 安之助君	西谷 金藏君	駒田 小治郎君	岡田 泰藏君
鈴木 辰次郎君	高橋 政右衛門君	白石 義郎君	武藤 金吉君
日向 輝武君	星 一君	高橋 嘉太郎君	齋藤 宇一郎君
石田 孝吉君	景山 甚右衛門君	村上 先君	武滿 義雄君
山際 敬雄君	清 崑太郎君	河上 英君	木下 義之君

平島 松尾君 加藤 正夫君

出席政府委員左ノ如シ。

鐵道院理事 山之内 一次君 農商務次官 押川 則吉君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ。

齋藤 二郎君	福井 三郎君	細川 義昌君	黃金井 爲造君
米田 穰君	小川 源一君	古賀 庸藏君	高橋 直治君

○理事(川崎安之助君) ソレテハコレヨリ開會イタシマス、委員長カ差支カアル様子テスカラ私カ代理致シマス云々。

○理事(川崎安之助君) ソレテハサウ云フ事ニ取計ヒマス。

次ハ文書表ノ第四百十九號縣外鹽販賣業者失業補償ノ件、請願人ハ兵庫縣印南郡大塩村梶原養三平外十七名、紹介議員ハ改野耕三君外三名テアリマス、ソレカラ同様ノ件テ第四百二十三號、第四百四十一號ヲ共ニ議題ト致シマス。

○武滿義雄君 コレハ前回分科會ニ於テ政府委員モ出席サレ、政府委員ト請願委員トノ間ニ於テ質問應答モアリマシタ、又本請願ニタイシテハ意見ヲ述ヘテオイ

タノテアリマスカ、今日ハ又更ニ概要タケテ申述ヘヤウト思ヒマス、コレハ官費
回送ノコトヲ政府カ實行シタカダメ、失業者カ出タ、即チ縣外鹽販賣業者カソノ
業ヲ失ツテ甚タ迷惑ナスル、ソレカラ縣外ニ鹽ヲ輸送シテ販賣ヲ續ケテ居ル間ハ
賣掛代金ノ滯リモナカツタカ一朝販賣業者カ鹽ヲ送ルコトカ出來ナイヤウニナツ
テカラハ今マテノ賣掛代金ヲ幾ラ請求シテモ向カラ寄越サナイト云フヤウニナツ
テ誠ニ困ルカラ、何トカ政府ニ於テ相當ノ賠償ノ途ヲ講シテ欲シイト云フコトテ
アリマシテ、コレハ相當ノ請願トシテ採擇ト云フコトニ意見ヲ決定致シマシタ。
○平島松尾君 是ハ此間紹介議員諸君カラ代ル代ル御説明ニナツタ問題テコサイ
マスカ、最初自分等ハ此縣外鹽販賣業者ト云フモノハ單ニ此事ノミヲ營業トシテ
居ルモノノミト考ヘテ居ツタノテアリマスカ、コノ間政府委員等ノ説明ニ依ッ
テ見テモ、是ハ縣内外ノ鹽ノ販賣ヲ營業トシテ居ルトコロノモノテアル、ソレテ
縣外ニ對シテハ政府カ官費回送ヲヤツテ營業カ出來ナクナツタテアラウカ、縣内
ノ營業ハ依然トシテ繼續シテ居ル、ソレカラ又政府委員ノ説明ニ依リマスレハ官
費回送ト云フモノハ例ヘハ十ノモノナレハ六分位ニ今ノトコロハナツテ居ル、何

レ前途ハ全部政府カヤルコトニナルテアラウカ今ハサウテナイト云フコトテアル
カラ是ハ愈々總テ官カ運賃ヲ持ツト云フ場合ニ至ツテ、始メテ此ノ縣外販賣業者
ト云フモノハ全部營業カ出來ナイト云フコトニナルノテアルカラ其時ニ是ハ請願
スルノカ相當ノ時期テアラウト思ヒマス、今ノトコロテハ縣内ノ營業ハナシ得ラ
ル、ノテアル、又十ノモノハ四分タケ殘ツテ居ルヤウナ狀況ニナツテ居ルノテア
ルカラ今ハ適當ノ時期テナイト思ヒマス、愈々官テ全體ノ運送ヲナスト云フ場合
ニナレハ全ク縣外ノ營業ハナクナルノテアルカラ、其時ニナレハ如何ニモ此ノ請
願ハ相當ノ理由アルモノト云フコトニナリマスケレトモ今ハ其ノ時期テナイ、政
府委員ノ言フトコロニ依ルト或ハ本年中位ニハサウ云フコトニナルカモ知レヌト
云フコトテアリマスカラソノ場合ニ願出タモノナレハ此ノ請願ハ相當ノモノト見
ナケレハナラヌト思ヒマスカ今日ノトコロテハ參考送付トスル位ノトコロカ當然
テアラウト思ヒマス。

○武滿義雄君 平島君ノ御注意テアリマスカ、ソレハ私ノ意見ト大體同シテアラ
ウト思ヒマス。

唯其ノ時期ヲ異ニシテ居ルト云フタケテアツテ、幾部分ハ既ニ此ノ官費回送ノタ
メニ失業ノ地位ニ立ツテナル、マダ立ツテオラヌモノハ無論其外ニ立ナケレハナ
ラヌ、ソコハ私ノ意見モ同シテアリマス、テ官費回送ノタメニ既ニ失業ニ陥ツテ
ナル、即チ縣外ノ商ヒノ途ヲ失ヒ又賣掛代金等カ一向取レナイト云フ者カアル、
ソレニ對シテ何トカ代價ヲヤツテ貰ヒタイト云フノテアルカラ、其ノ意ヲ採擇ス
ル譯テアル、マダ其ノ地位ニ立タナイ者ニ對シテ採擇スルト云フ譯テハアリマセ
ヌカラ其點ヲ尙敷衍シテ置キマス。

○福井三郎君 ソレテハ御許ヲ得マシタカラ私ハ紹介議員トシテ一言諸君ノ御參
考マテニ申述ヘテ置キタウコサイマス。是ハ十州鹽田關係者ノ請願テアリマシテ
獨リ私ノ岡山縣ノミテアリマセヌ、其ノ關係スルトコロハ最モ廣イノテアリマス
而シテ鹽カ官營ニナリマシタニ付キマシテハ、鹽田地ハ相當ノ方法ヲ以テ救ハレ
タノテアリマスカ、唯殘ツタノハ此請願ヲ致シテ居リマスル一種類ノ營業者カ殘
ツタノテアリマス、ソレテ是ハ只今武滿君カラモ詳シイ御意見カアツタヤウテア
リマスカラ全然私ノ申述ヘントスルトコロハ其趣意ニ外ナラヌノテ、重複ナコト

ハ申述ヘマセヌカ、唯茲ニ委員諸君ノ御考慮ヲ煩ハサネハナラヌコトハ煙草ノ官
營ノ時分ニハ、御承知ノ如ク煙草製造業者ニ對シテ交付金ヲ與ヘタノテアリマス
其高カ九百十萬圓テアリマシタ、其ノ與ヘマシタ趣意ハ煙草ヲ製造致シテ居ル經
驗ヲ移シテ他ノ業ニ直ク移レヌカラ、然ラハ人ノ業ヲ全然奪ツタコトニナルカラ
ト云フノテ、名ハ交付金テアルケレトモ要スルニ賠償金テアリマス、ソノ跡ニ殘
ツタ者ハ葉煙草賣買業者カ殘ツタノテアリマスカ、葉煙草賣買業者ハ煙草製造人
トソレカラ煙草ノ耕作者トノ間ニ立ツテ、葉煙草ノ賣買ヲシテ居ツタ者カ殘ツタ
ノテ是ハトウシテモ救ハレヌカト云フコトカ議會ノ多年ノ懸案トシテ研究サレタ
ノテアリマスルカ、政府ニ於テハ是ハ救フ理由カナイカラ救ハヌト云フコトテア
ルケレトモ葉煙草ノ經驗ヲ移シテ他ノ業ニ移レト云フコトハ理由カナイ、製造業
者カ救ハレタカラ之モ救フ道理カアルト云フ此ノ趣意ヲ議會カ認メテ、而シテ遂
ニ政府モソレヲ認メルコトニナツテ二百萬圓ノ交付金ヲ與エテ之ヲ救助シタコト
カアリマス、丁度今回ノ請願ハ此煙草官營ノ際ノ葉煙草賣買業者ト同シ地位ニ立
ツテ居ルノテアリマス、鹽田地ハ相當ノ救助ヲ受ケタニ拘ハラヌ、此者ハ救助ヲ

受ケテ居ラヌ、政府カ此者ニ對シテ官費回送ノ途ヲ開カレテ、相當ノ救助ヲシタト云フケレトモソレカ何ノ救助ニモナツテ居ラヌ、何トナレハ唯鹽ニ關係シタ者ニノミ與ヘタノテナクシテ他ノ者モ金ヲ持ツテ往ツテ株主トナツテ一絡ニ商賣ヲ始メテ居ルノテアル、故ニ政府ノ唯便利ニナルノミテアツテ、決シテ請願書ノ便利ノ全然妨ケニハナラヌケレトモ、因ツテ從來ノ職業ヲ失フタ代リトシテ得タル商賣ト云フコトニナツテ居ラヌノテアリマス、他ノ者モ混シツテヤツテ居ツタノテアリマスカラ、理屈トシテハトウシテモ煙草官營ノ際ニ葉煙草賣買業者ト同地位ニ立ツテ居ルノテアリマスカラ、同シ趣意ニ於テ救ハレサルヘカラス、而カモ實體ニ於テ其ノ營業ヲ全然失ツテ居ル者テアリマス、政府ハ幾分形體カ存シテ居ルカラ營業ヲ失シテ居ルト見ヌト云フ議論モアリマスカ、是ハ事實ノ見方カ間違ツテ居ルノテアラウト思ヒマス故ニ此ノ點ニ付テハ諸君カ最モ慎重ノ御考慮ヲ費サレテトウソ願旨ノ採擇セラレムコトヲ切望致シマス、一言御參考迄ニ申上ケテ置キマス。

○平島松尾君 今武滿君カラノ御説明若クハ福井君ノ御説明カアリマシタカ、實

際失業者ト云フモノニナツテ居ルト云フ事實カアレハ考ヘナケレハナリマセヌカ私ハサウテナク政府委員カラ説明ヲ聞イタノテス、半ハハ其ノ營業ヲ奪ハレテ居ルケレトモ、半ハハ官費回送ニ係リ、半ハハ其ノ營業ヲ爲シテ居ルト云フナラハ全然官費回送ニナツタ時ニナルノハ宜カラウト思ヒマスカ併シ今ノ福井君ノ御話ノ如ク又武滿君ノ御解釋ノ如ク實際失業者ト云フ事實ニ成ツテ居ルナラハソレハヤハリ私ノ時期ヲ待ツト云フ趣意ハ實際失業者ノ事實ノ擧ツタトキト云フ意味デアリマスカラ、今其ノ事實カ擧ツテ居レハ宜シク酌量スヘキ途カラウト思ヒマスカ、ソコヲ今一應武滿君ナリ福井君ナリカラ伺ヒタイ。

○武滿義雄君 私ハ縣外ニ對スル事タケヲ言フノテス、内地ノ方ハ言ハヌノテス縣外ノ方ハ全然褫奪サレテ居ルト思ヒマス。

○理事(川崎安之助君) 最早御議論カ盡キタト思ヒマスカラ採決致シマス、採擇ニ賛成ノ諸君ノ擧手ヲ請ヒマス。

擧手者多數

○理事(川崎安之助君) 多數ト認メマス、採擇ニ決シマス。

三月二十三日 衆議院本會議

○理事(川崎安之助君) 左記請願ハ理事登壇報告通り満場異議ナク可決シ午後四時二十分散會セリ。
縣外鹽販賣業者失業補償ノ件

追ッテ貴族院ニ奉呈シタル請願書ハ三月十九日ノ委員會ニ於テ紹介議員鎌田勝太郎氏ノ説明及ヒ濱口專賣局長官ノ辯明アリテ結局第二十八議會ハ可否ヲ採ラスシテ宿題トナリタリ。

明治四十四年十二月に上京したる委員中此時まで東京日本橋區本石町請願事務所伏見屋旅館に在りて終始委員の任に當り可否の決定を見ず、憾を東都に残したる佃、板井兩氏は三月二十五日夫々歸郷せり。

昭和四年四月十日印刷
昭和四年四月十五日發行

【非賣品】

發行者 日本食鹽回送株式會社

神戸市北長狹通五丁目六番地

編纂者 日本食鹽回送株式會社内

三 浦 鶴 治

印刷者 大阪市此花區大開町一丁目一四〇番地

中 井 藤 藏

印刷所 大阪市此花區大開町一丁目一四〇番地

大 阪 進 光 堂

5
L

58
18



588
182

